

# 琉球大学学術リポジトリ

## 戦後米軍刑法と強制売春(2)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 恭剛, Morikawa, Yasutaka メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/49912">http://hdl.handle.net/20.500.12000/49912</a>

## 戦後米軍刑法と強制売春（2）

森 川 恭 剛

### 目次 はじめに

1. 布令 144 号 2.4.3.1 条（年少者売淫勧誘罪）違反事件の裁判記録  
（以上、琉大法学 103 号）
2. 布令 144 号 2.4.3.3 条（不同意売淫留置等罪）違反事件等の裁判記録
  - （1）PSD Case No. C-165-57
  - （2）PSD Case No. C-255-57
  - （3）PSD Case No. C-128-56, Docket No. 690
  - （4）PSD Case No. C-266-56, Docket No. 1796
  - （5）PSD Case No. C-33-57, Docket No. 333
  - （6）PSD Case No. C-209-57, Docket No. 1899
  - （7）PSD Case No. C-308-57, Docket No. 2445
  - （8）PSD Case No. C-315-57, Docket No. 2499
  - （9）PSD Case No. C-66-58, Docket No. 0356
  - （10）SES Case No. C-150-58, Docket No. 0822-0823（以上、本号）

### 2. 布令 144 号 2.4.3.3 条（不同意売淫留置等罪）違反事件等の裁判記録

布令 144 号 2.4.3.3 条は「何人も売淫の行われる場所に婦女を、本人の意に逆らって留置し、又はかかる留置の目的をもって肉体的に虐待し、又は麻酔剤若しくは酒類を供与し、且つ、服用させることを禁ずる」旨を規定した。

以下に紹介する（1）及び（2）の同条等違反事件の被害者は、それぞれ 2 名の売春者であり、何れも被告人らの管理売春から逃れようとして、自ら警察に被害を届け出た。しかし、その訴えは、公判記録を読む限りでは、どちらかといえば管理売春の不当性というよりも、雇用主である被告人らの暴力的な態度に直接的な理由があったようである。この点（被告人の暴行の行為があること）は、前号掲載の年少者売淫勧誘罪の事件の被告人らの行為と比較した場合の特徴として指摘できる。もちろん、両者のこのような関係が一般的に認められるということではないが、不同意売淫留置等罪は、そのよ

うに暴力的な場合であってはじめて立件されえた、という運用実態があったことが考えられる。

しかし被告人の暴行の行為があることは、必ずしも同罪の成立要件ではない。そのため裁判所の基本的な関心は、むしろ強制性の有無（本人の意に逆らって留置されたか否か）にあった。そして2件目では、明確に売春の前借金は、違法であると判断された。つまり沖縄の軍裁判所は、前借金で拘束して売春させることは「ほとんど奴隷制」であり、「売淫の行われる場所に婦女を、本人の意に逆らって留置」する犯罪行為であるとみなした<sup>1</sup>。

これは画期的な有罪判決である。しかし、この前借金無効の解釈論は、その後の沖縄の民裁判所の管轄事件に対してほとんど拘束力をもたなかった。「ほとんど」と留保を付すのは、事例（7）で、前借金による奴隷状態から逃げ出し、詐欺罪で告発された被告人について、琉球検察が起訴を見送ったと記されているからである。別件であるが琉球新報（夕刊）1957年9月11日は「前借してドロシた女給つかまる」の見出しで、「9日昼2時ごろ、住所不定女給\*\*\*\*（22）を詐欺の疑いでコザ署が捕えた。57年1月初旬頃、コザ市八重島区3班\*\*\*\*さんから二万円を前借、姿をくらましていたもの」と報じている。同様に、1956年の事件であり、事実関係の詳細は不明であるが、「カフェで働く事を条件に13000円を前借同所にて女給として働き毎月給料で返済することを相手に誓い相手を誤信させ13000円を交付し同所にて10日位働き同所を出てこ

---

1 日本では最判昭和30・10・7民集9巻11号1616頁で、民法90条の公序良俗に反する無効な稼働契約と不可分な前借金の契約は、その全体として、無効であると判断されたが、それ以前にも、1947年勅令9号違反等事件で、『『婦女に売淫をさせることを内容とする契約』は、直接又は間接に、多かれ少かれその婦女を束縛し又は強制して売淫させる結果を招来するに至るものであつて、婦女の個人自由の伸長を阻害するものであるから』「売淫がたとい婦女の自由意思による場合でもこれに含むと解すべきである」と判断されていた。これは契約当事者の一方が、相手方に多額の金員を前貸し、自己の部屋に置いて売春させた事案であり、前借金は、「間接」の束縛または強制の方法として違法であると解されていたといえる（最決昭和28・5・7刑集7巻5号937頁）。なお、同様に、接客婦に前借金を貸与して管理売春させた児童福祉法違反事件でも、同法34条1項9号の「自己の支配下に置く」とは、児童の意思を左右できる状態の下に児童をおく場合を指し、その状態とは「児童の意思を心理的に且外形的に抑制して支配者の意思に従わせることができる立場に立たせた状態をいうものと解せられるが必ずしも現実に児童の意思を抑制することがなくても客観的に児童の意思を抑制して支配者の意思に従わせ得る状態を顕現した場合も同条同号にいう支配下に置いたということを妨げない」と判断されている（福岡高宮崎支判昭和31・12・19高刑集9巻12号1321頁）。

れを騙取した」という事案で懲役4月執行猶予1年の有罪判決が出ている<sup>2</sup>。このような法運用に歯止めがかかり、いわゆる足抜き行為に対する琉球警察の姿勢に変化があったのか否かは、さらに調査されねばならない。

しかし、ともかく1973年の「警察庁保安部防犯少年課長より沖縄県警察本部長宛通達」（警察庁予防発206号）は、「復帰前の前借金については、売春防止法9条（前借等）の適用がないが、売春を目的とする契約で前借が行なわれているとすれば、それは民法90条（公序良俗に反する契約）によって当然無効と思料される」と注意喚起して、前借金のからむ売春事犯の取締りの強化を指示した。金城清子が指摘したように、1955年の日本の前借金無効判決は「沖縄でも当然適用され、前借金にしばりつけられ、売春を強要されている人達を解き放つ貴重な武器となり得るものであったにもかかわらず、ほとんど一般には知られず、この無知がそのまま公の機関によって追認されてきた」<sup>3</sup>。つまり、PSD Case C-255-57の有罪判決の先例としての法的価値も消されてしまった。それは社会的に見向きもされなかった。そのため返還前の沖縄では、「売春は公認されたもの」と見られていた、ということができるだろう。

このように推論できるとすれば、ここから、まず、沖縄の民裁判所が、優位する軍裁判所で違法と解釈された前借金の社会慣行（管理売春の犯罪性）を、売春者に振るわれる暴力とともに、あえて黙認し続けた、という問題のあることを指摘せねばならない。琉球政府は売春者の権利擁護については消極的であった。次に、沖縄の軍裁判所が、住民側の権利を保障するためにあったのではないこと、つまり、それ（前借金無効の司法判断は黙殺されること）が、米軍の利益保護を刑法上の優先目的とした同裁判所の現実であったことをあらためて認識せねばならない。米国民政府は「ほとんど奴隷制」である管理売春の刑事規制について決して積極的ではなかった<sup>4</sup>。

- 
- 2 琉球上訴裁判所事務局『治安裁判所量刑表』（1958年）73頁。なお日本では無銭飲食に関する最決昭和30・7・7刑集9巻9号1856頁で、2項詐欺は、債権者の債務免除の意思表示を要し、「単に逃走して事実上支払をしなかつただけで足りるものではない」とする判断が示されていた。ただし、反対論も有力ではあるが（菊池博「前借詐欺は訴追すべきか」法律時報28巻4号（1956年）47頁以下、村井敏邦「不法原因給付と詐欺・横領」『判例刑法研究』6巻（有斐閣1983年）308頁以下、等）、いわゆる前借金詐欺（もともと働く意思のない前借金騙取）については、「前借契約の民事的効力いかなの問題にかかわりなく、詐欺罪を構成する」と解するのが日本の判例であり（最決昭和33・9・1刑集12巻13号2833頁）、この点では沖縄の民裁判所も同様であった（琉球上訴裁判所事務局『量刑表』1961年度版87頁、95頁）。
- 3 金城清子「沖縄の売春問題」新沖縄文学30号（1975年）60頁。
- 4 「軍隊衛生」論が娼娼論に優位した限りで公娼制度は廃止できなかつたとする林葉子『性を管理する帝国』（大阪大学出版会、2017年）の議論は、米国民政府裁判所の前借金無効論の意義と限界を理解する上で、重要であると思われる。

後者の点を検討する上で参考になるのが(3)から(10)の8件である。(3)は売春目的の人身売買の無罪事例である。(4)(7)(8)(10)では、人身売買または不同意留置の事実のあったことが記録上示唆されているが、その容疑者らは、少なくとも米国民政府裁判所では、それらの罪状で起訴されていない。(5)は明らかに管理売春の事実があったのに布令144号2.4.2.3条の淫売宿営業罪で起訴されてもいない。

また、(4)(7)(8)(10)は、布令125号出入域管理令違反または布令144号2.2.27条以下の違法入域等事件であり、売春または売春助長事件としては立件されていない点にも留意すべきである。沖縄に本籍のない売春者または売春助長者は、おそらく、その相手方が米軍要員であるか否かに関わらず訴追され、そして強制送還刑を科されていたのだろう。(6)と(9)は、明らかにそのような事案である。ちなみに「売いん」またはその関連業務従事者は、行政上の強制送還の対象でもあった(布令125号33条5号)。しかし、売春者等の在留権を剥奪し、強制送還の制裁を科するという出入域管理行政における法運用は、管理売春の犯罪性という問題に向き合う適切な方法ではなく、むしろ売春者に対する差別的取扱いを助長したのではないかと問い返すべきだろう<sup>5</sup>。(10)の事件では、弁護人が、被告人らは脅迫されて沖縄に連れて来られたと主張したのに対し、米国民政府裁判所は、被告人らに対する強制があったことを認めることなく強制送還刑を科した。しかし経済的困難にある被告人らが前借金を負わされ、売春目的で沖縄に連れて来られたのであるから、そもそも米国民政府裁判所自体が、1957年の前借金無効の司法判断の意義を理解できていなかったといわなければならない。

なお、(2)の事件の場所は那覇市の十貫瀬である。1957年に「ハーバービュー」地区から売春の場所が同所に移ったことが指摘されている<sup>6</sup>。その経緯の一端が被告人らの供述調書の中で述べられている。この事件を沖縄タイムス(夕刊)同年10月13日は次のように報じた。

(見出し) 夜の女のボス挙る／稼ぎが少ないと暴力沙汰

(本文) 那覇署は12日ひる5時半、那覇市\*区\*組K・C(55)を布令違反の疑いで検挙、同人の息子(28)、隣家のG・S(38)を同じく逮捕状請求した。

調べでは、9日午前5時ごろ、Gが4万円の前借で縛り売春をさせていた女給2人を1味3人で袋叩き、負傷させたもの。

女給2人は最近稼ぎが少いとGに叱られた腹立ちから家出を図り災難にあったらし

---

5 非琉球人の売春者等を琉球列島における「リスク集団」とみなして強制送還の対象にした点に布令125号の特徴があると指摘されている(土井智義「奄美返還時における在沖奄美住民の地位問題に関するノート」沖縄県公文書館研究紀要17号(2015年)32頁以下)。

6 加藤政洋『那覇』(フォレスト、2011年)181頁以下。

い。女給の稼ぎは雇主の G と山分けだったという。

## （1）PSD Case No. C-165-57

琉球列島米国民政府

（簡易）（上級）裁判所— 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957年7月9日 PSD Case No : C-165-57

受理人員番号 1604

民政府上級裁判所裁判官 シリル・E・モリソン [CYRIL E. MORRISON] の面前で  
起訴罪状：人身売買等 [Selling, purchasing or contracting another person into involuntary servitude]、淫売宿営業 [Maintaining a house of prostitution] 及び不同意売淫留置 [Detaining a woman in a house of prostitution against her will] (2.4.3.4条、2.4.2.3条、2.4.3.3条)

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\*\* [M・C] 38 男 浦添村屋富祖区\*班

通訳者：ヒガ [HIGA] 検察官：なし 速記者：ヴァンシル [Vancil]

弁護人：柴喜与秋 [SHIBA, Kiyooki]

答弁：各起訴罪状について無罪。

検察側の証拠：

(注記：本件裁判は、淫売宿営業罪と不同意売淫留置罪の各起訴罪状を追加して開かれた予備審理として開始されたが、本件の重大さが明らかになったため、当裁判所は、弁護人に対し、本件が上級裁判所に付されることを説明した。その上で当裁判所は、証人威迫の可能性のあることを考慮し、弁護人の同意をえて、上級裁判所裁判官の出席のもと、本件を直ちに審理することを決定した。)

那覇地区警察署の警察官安慶名静雄 [AGENA, Shizuo]：

被告人は、1956年11月頃から1957年6月1日まで、[次頁へ]

事実認定：2.4.3.4条について無罪。2.4.2.3条及び2.4.3.3条について有罪。

刑の宣告：懲役5年<sup>7</sup>。起算日1957年6月28日。

---

7 1957年7月19日の再審で刑は懲役1年に減軽され、M・Cは同年11月11日に仮釈放された。なお、恩赦嘆願に関する決定書（同年9月6日）によれば、M・Cは日本国民であり（仮釈放推薦書によれば本籍は大島郡）、行政強制送還命令（同年8月27日268号）を受けたが、それが取り消され、在留継続が認められた。

Cyril E. Morrison

裁判官 シリル・E・モリソン

[次頁以下]

那覇市松尾区の「ハーバービュー」地区と呼ばれる場所にある被告人の住居で、\*\*\*  
\* [A・Y] 21歳を売淫に従事させ、また、1957年6月2日から同月18日まで、浦添  
村屋富祖区\*班の被告人の住居で、上記女子(A)を売淫に従事させた。さらに被告人  
Mは、1956年12月から1957年6月1日まで、那覇市松尾区のハーバービュー地区  
にある被告人の住居で、\*\*\*\* [T・N] 23歳を売淫に従事させ、また、1957年6  
月2日から同月18日まで、浦添村屋富祖区\*班の被告人の住居で、T・Nを売淫に従  
事させた。被害者T・NとA・Yが、被告人のもとで働く間、T・Nは被告人から金を  
借りた。その借金額は23,412円である。Aの借金は39,361円であった。1957年6月  
18日、被告人は、この契約の書式、つまり借用証を作成し、次の期日までに借金を返  
済するように被害者らに要求した。すなわち被告人Mは、各被害者に違法に8,000円  
を追加して借用証を作成し、T・Nに対して31,412円、また、A・Yに対して47,361  
円を要求した。さらに被告人は、1957年6月18日、同様な借用契約を被害者らと結  
び、同日に被害者らが上記金銭を借りたかのように、契約書に署名させた。被害者らは  
1957年6月19日までに借金を返済するように要求されたが、彼女らは返済できなかつ  
た。彼女らが返済できなかったため、被告人は彼女らを強制して売淫に従事させた。

裁判所：ここでしばらく休廷する。

裁判所：柴氏は、今から上級裁判所で本件の裁判を開始しても構わないか。

柴：はい。

安慶名静雄（続き）：

T・Nについては、先ほども少し述べたが、さらに説明を続ける。証人T・Nが月経  
のときは、1週間から10日間の休みが必要であったが、しかし被告人Mが彼女に与え  
た休みは2日間だった。証人T・Nが2日間を超えて休んだとき、被告人Mは彼女に  
説教した。被告人Mは、無理やりTに売淫させた。T・Nがコザ市の裏町[Uramachi]  
で働いていたとき、被告人Mは彼女のもとに行き、ハーバービュー地区のMの住居で  
働かないかと誘った。そのときT・Nは裏町で幾らかの借金があった。被告人Mが、T  
に代わってその借金を支払ったのかは知らないが、私の聞いたところでは、T・Nの借  
金は完済された。T・Nの被告人Mに対する実際の借金額は23,412円であった。1957  
年6月2日、彼らがハーバービュー地区から浦添村に移転したとき、Mは幾らかの移  
転費用を支払った。Mは、彼のもとで働く3名の女子に対し、ハーバービュー地区か  
ら浦添村への移転費用として24,000円を要したと述べた。彼は、その3名の女子の借  
金に各8,000円を追加し、偽りの契約を結んだ。このため、契約上、T・Nは被告人M

に対して31,786円の借金があるということになった。被告人Mは、契約書にT・Nの拇印を押させた。

**〔弁護人の〕 反対尋問：**

問：あなたの説明を聞き、私が疑問に思ったのは、被告人が、この女子2名の自由を妨害したといえるのか、という点である。

答：その質問に対してうまく答えるのは難しいが、例えば被告人Mは、この2名を同じ部屋に留置していなかった。しかし被告人は、2名の行動を常に監視していた。証人兩名は、被告人Mに借金があった。T・Nと\*\*エミコ[A・Y]は、被告人Mに仕事を変えたいと言っていた。しかし彼女らは、そうできなかった。私が思うに、Mは、この2名が借金を支払わずにどこかに逃げ出すと考えていたのではないか。被告人Mは、彼女らに注意を払い、監視していた。

問：この2名が、Mに対し、仕事を変えたいと言ったが、Mは、彼女らが借金を支払わずに別の場所に逃げ出すかもしれないので、それを拒んだ。これがあなたの証言の趣旨か。

答：はい。

問：あなたは、被告人Mが、この2名に対して麻酔剤やその他の薬物を使用したという事実をつかんでいるか。

答：被告人の住居を捜索するために捜索令状を取った。その捜索については、ここにいる久手堅巡査部長が証言するが、被告人宅から麻酔剤が発見されなかったことは私も知っている。私は、被告人が酒類を用いたとも考えていない。

**弁護人：**私は起訴罪状の全部に対して無罪答弁をしたが、2.4.3.4条の起訴罪状については、無罪から有罪の答弁に変更したい<sup>8</sup>。

**裁判所：**ここで昼食のために休廷したい。当裁判所は午後1時から別の事件の審理があるので、本件裁判の再開は午後1時30分とする。

(1957年7月9日午後零時に休廷し、同日午後1時に再開する。)

8 ここで弁護人が2.4.3.4条について有罪答弁をする理由はないので（裁判所の結論は同条については無罪である）、[2.4.3.4条の起訴罪状については]は、「2.4.3.4条の起訴罪状を除いて」の誤記であると思われる。弁護人は、最終弁論でも、同条と2.4.2.3条について有罪を認めたと述べているが、これも正しくは「2.4.3.3条と2.4.2.3条」であると思われる。なお、2.4.3.4条は「何人も人身を売買し又は他人を奴隷的労役若しくは不本意の強制的労役を契約することを禁ずる。本項の規定に関し、未成年者は自らの行為によっても又はその親若しくは後見人の行為によってもかかる労役の契約に同意することはできない」、また、2.4.2.3条は「淫売宿を構えて合衆国軍隊要員を出入させることを禁ずる」旨を規定した。前者は重罪（10年以下の懲役）、後者は軽罪（1万円以下の罰金若しくは1年以下の懲役又はその両刑）である。



**那覇地区警察所の久手堅和夫巡査部長：**

1957年6月19日、警察本部の警察官が、証人\*\*エミコとTを連れてきた。証人エミコの本名はYである。つまりA・YとT・Nが那覇警察署に来た。彼女らは、被告人Mのもとで働いていると私に述べた。Mのもとで働く間、彼女らはMから金を借りていた。Mは契約書を作成し、彼女らが借りていない8,000円を彼女らの借金に加えた。私は、警察署の取調室で最初に\*\*エミコから事情聴取をした。彼女は以下のように供述した。

彼女は、昨年の半ば頃、コザ市のマツシマ・レストランで働いているとき、Mがレストランを訪ねてきて、エミコに対し、Mの家で働かないかと誘った、と述べた。エミコは、Mの家で働くことに同意した。エミコはレストランに28,000円の借金があった。Mがエミコの代わりに借金を支払い、ハーバービュー地区にある彼の家に連れて行った。その日から今年の5月末まで、彼女はMの家で淫売婦として働いた。彼女はMに借金があるので、Mは、彼女の稼ぎの半分を取った。彼女の売淫の取り分は、残りの半分であった。彼女は、多いときで月に1万円を稼いだと述べた。ときには1日で1,200円を稼いだが、1日に300円の時もあった。彼女はMのもとで6か月間働いた。この6か月間に2度、彼女はMの家から逃げ出した。昨年の12月初め頃、彼女はMの家から逃げ出した。そのとき彼女は風邪を引いており、働けなかったが、Mは、休んでいるということで彼女を怒鳴った。彼女は、良い稼ぎ手ではないと言われた。飲酒したMが、彼女にそう言った。彼女は怖くなり、彼の家から逃げ出した。彼女は、トイレに行くときもM氏が後から付いてきて監視された、と私に述べた。ついに彼女は普天間の友人のもとに逃げ出した。しかし借金があるので、彼女は3日後にMの家に戻った。その約4日後、Mは彼女にビール瓶を投げ、彼女がどこに行こうと捕まえてやると彼女に言った。彼女は怖くなり、Mの家から普天間に逃げ出した。

それから約24日後、Mに発見された彼女は、ハーバービュー地区のMの家に連れ戻された。そのときMは、彼女を見つけ出すために多額を要したと言って、彼女の借金に7,000円を追加した。彼女は、沖縄人の男子 [Okinawan boys] を相手として売淫していた。しかし今年の3月頃、Mは黒人兵 [a colored soldier] を連れてきた。彼女はその軍人と寝るように言われた。エミコは軍人から450円を受け取り、それをMに手渡した。今年の6月18日の夜、エミコとNは、別の場所で働きたいと被告人Mに伝えた。しかし彼は、彼女らが出て行くことを認めなかった。Mは、ハーバービューから移転するために多額の費用がかかったと彼女らに言って、彼女らの借金契約にそれぞれ8,000円を追加した。Mは、エミコに、契約書に署名するように要求した。しかし、彼女は署名を拒んだ。彼女は8,000円を借りていなかった。そのときMは怒りだし、エミコを怒鳴った。驚いたエミコは契約書に署名した。翌日、彼女は警邏中の警察官に

この出来事を通報し、那覇警察署の取調室に連れて来られた。

その契約書を持参してきたので、裁判所に提出したい。

これは3通の契約書である(証人は文書3点を提出し、それらは本記録に添付された)。女子らの拇印の押してある文書を訳すと、次のとおりである。

1957年6月18日、金31,786円を借りた。確かに私は上記金銭を借りた。私は、1957年6月19日までに、遅滞なく、あなたにこれを返済する。私は上記金銭について契約する。もし私が支払えないとき、あなたがどのような手段をとるにせよ、私は反対しない。1957年6月18日。借主；T・N。M・C氏に対する拇印。(借金額の点を除けば他の文書も内容は同じである。)(反対尋問はなかった。)

**T・N（住所中城村\*番）：**

**裁判所による質問：**

問：あなたは本件の被告人を知っているか。

答：その人を知っています（被告人を指しながら）。彼の名前はM・Cです。

問：あなたは彼の淫売宿で淫売婦として働いたか。

答：はい。ハーバービューで。

問：そこで働いた期間はどれくらいか。

答：1度の機会で、私は2か月ほど働きました。

問：その後にしたのか。

答：(返答なし)

問：あなたは1956年11月から1957年6月まで彼のもとで働いたか。

答：はい。けれどもこの間に1か月程は別の場所で働きました。

問：いつあなたはM氏の家に戻ったのか。

答：2月頃だったと思います。

問：どのくらい滞在したのか。

答：ハーバービューに行きました。

問：ハーバービューに戻ってから、あなたはどのくらい彼のもとで働いたか。

答：屋富祖に移るときまでです。

問：それはいつか。

答：5月頃です。日にちは思い出せません。

問：あなたは屋富祖でどれくらい被告人のもとで働いたのか。

答：17日間か18日間です。

問：あなたがハーバービューで働いたとき、彼のもとから逃げだそうとしたか。

答：(返答なし)

問：あなたは警察では逃げだそうとしたと述べたのではないか。

答：私は屋富祖から逃げだし、警察署に来ました。

問：なぜ彼は、屋富祖からあなたを出て行かそうとはしなかったのか。

答：借金を払うまで、私は働こうとしました。

問：被告人は、あなたが出て行こうとしたときは、出て行かせてくれたか。

答：いいえ。彼は後から付いて来ました。

問：いつのことか。

答：(返答なし)

問：彼があなたの後を付いて来たのは何回くらいか。

答：(返答なし)

問：何回か。

答：2、3回です。

問：彼は何をしたのか。

答：彼は、私の仕事を見つけよう、とだけ言いました。

問：それはどういう意味か。

答：(返答なし)

問：説明してもらえないか。

答：私は彼からお金を借りたので、彼に返さなければいけませんでした。

問：彼が、彼の淫売宿にあなたを連れ戻したということ述べたいのか。

答：(返答なし)

問：あなたがハーバービューで働いたのはいつか。

答：昨年11月から雇われました。

問：ハーバービュー地区から屋富祖に移ったのはいつか。

答：5月頃です。

問：ハーバービュー地区で働いていたとき、あなたはM氏から金を借りたのか。

答：はい、借りました。

問：屋富祖に移ってから、彼は、あなたに金を支払うように言ったのか。

答：私たちが屋富祖に移ってから、金を払うように言われました。

問：あなたがMから借りた金はいくらか。

答：私は23,412円50銭を彼から借りました。

問：この契約書はどのような意味か(先に言及のあった契約書を証人に示しながら)。

答：最初に、私は契約書に拇印を押しました。

問：あなたはこの契約書にある金銭を借りたのか。

答：(返答なし)

問：あなたがこの契約書の詳細を書いたのか。

答：この契約書は、私が書いたものではありません。

問：あなたが彼から借りた金に、被告人が追加したのはいくらか。

答：8,000 円くらいです。

問：その 8,000 円というのとは何か。

答：私が言われたのは、ハーバービューから移転するとき、彼がたくさん費用を払ったということでした。

問：あなたが雇われたとき、M 氏との間で、どのような約束をしたのか。

答：私がお金を稼いだら、私の稼ぎの半分を彼に渡すことです。この方法で彼に借金を返さなければなりませんでした。

問：あなたは、M の家で淫売婦として働き、稼ぎがあったときは、借金返済のために M に金を渡した、と私に述べた。これは間違いないか。

答：(返答なし)

**警察官による質問：**

問：M があなたに売淫をさせたのか。

答：はい、彼です。

問：あなたは 6 月 18 日に M から金を借りたか。この契約書によれば、あなたは 6 月 18 日に金を借りている。

答：6 月 18 日には借りていません。

問：この契約書を書いたのは誰か。

答：彼が書きました。

問：あなたが拇印を押したのか。

答：はい。彼が酒を飲み、怒り出しました。私はそれが怖くて拇印を押しました。

問：あなたは 8,000 円を借りていないが、M は、この契約書に、あなたが実際に借りたよりも多くの金額を書き、それであなたが契約書に拇印を押すのを拒んだら、M から拇印を押すように強制された、という意味か。

**弁護人：**それは誘導尋問である。

**裁判所：**証人に答えを示してはならない。彼女に話をさせるように。

問：M はあなたを脅迫したか。

答：何ですか。

問：彼は怒ったか。

答：私は、生理のとき、1 週間か 7、8 日間は休む必要があります。けれども彼は 2、3 日間しか休ませてくれませんでした。

**裁判所による質問：**

問：あなたが彼の淫売宿を出て行こうとしても、出て行けなかったというのは事実か。

答：(返答なし)

問：彼は、あなたが逃げ出さないように監視していたか。

答：私が彼の家に行かないとき、いつも彼は私の家に来て私を連れ出しました。

問：彼があなたを彼の家に連れ戻したのは何回か。

答：4、5回です。

問：そのとき彼は、あなたを淫売婦として行為させたか。

答：彼は、彼の家に来て金を稼ぐようにと言いました。できるだけ早く借金を返すように要求されました。

問：つまり、あなたが彼の家に行きたくないときでも、彼は、あなたを彼の家に連れ戻したということか。間違いはないか。

答：私は彼からお金を借りたので、私は仕事を辞められませんでした。

問：しかし、それでもあなたは辞めたかったので逃げ出した。間違いはないか。

答：はい。ときどき辞めたいと思いました。

問：しかし彼はあなたを連れ戻した。間違いはないか。

答：(返答なし)

問：契約書によれば、あなたは何をする必要があるかを、あなたは理解しているか。彼があなたに署名させたとき、彼は、売淫や借金返済のことについて何か言っていたか。

答：彼は、私がお金を返せないのであれば、彼の家で働くようにと言いました。

問：あなたが彼のもとで働いているとき、あなたの稼ぎはどれくらいだったか。

答：1万円以上です。毎月1万円以上を稼ぎました。

問：あなたは、そのお金の半分を彼に渡したか。

答：はい。半分です。

問：実際にあなたは、その半分を手にしていたのか。

答：違います。

問：それはどうしてか。

答：初めに私はボス（被告人を指しながら）にお金を渡します。そしてお小遣いが必要なとき、彼からお金を受け取りました。

問：ということは、あなたはその半分の金をまったく受け取っていないのか。

答：私は、稼ぎの全部を彼に渡しました。それから、お金が必要なときは彼から受け取り、お金を使いました。

問：だいたい彼は、毎月、お小遣いとして、あなたにいくらを渡したのか。

答：毎月4,000円くらいです。

問：あなたが契約書に署名したとき、あなたには支払い義務があって、もし払えなけ

れば、払い終わるまで彼のもとで働く必要があることを、あなたは知っていたか。

答：（返答なし）

**反対尋問：**

**弁護人による質問：**

問：私の質問の意味が分からないときは、説明するので私に聞いてほしい。この裁判所で、警察官が、あなたは昨年11月から今年の5月末まで、被告人の家で働いたと述べた。この間、あなたは別の場所で働いたことがあるのか。

答：はい。1か月半ほど、別の場所で働きました。別の場所で1か月半働いて被告人の家に戻りました。

問：なぜ被告人の家に戻ったのか。そこに住みたかったのか。あなたは、この裁判所で、彼の家から出て行きたかったのに、Mが出て行かせてくれなかったと述べた。しかし、先ほどあなたは、彼の家に戻ったと述べた。どうしてあなたは、彼の家に戻ったのか。私の言っていることが理解できるか。

答：彼は、そんなことはしていません。

問：どんなことをしてないのか。

答：彼はハーバービューでは怒りませんでした。けれども屋富祖に移ってから、彼は私を怒鳴りました。

問：彼は、屋富祖に移るまでは、いつもあなたによくしてくれたということか。

答：はい。ハーバービュー地区で私が生理のとき、私は淫売婦として働きました。私は病院に行き、ときどき陰部を検査しました。ときどき仕事を休みました。

問：あなたが契約書に拇印を押したとき、彼は酒を飲んでいたか。

答：はい。

問：彼はあなたを脅したか。

答：私たちが契約したとき、被告人のもとで、私を含め、女の子2名が働いていました。そのうちの1人は彼のもとで働くと言いました。2人とも、次の日に借金を払うと言いました。その後、私たちは彼の家を出ました。

問：彼は酒を飲んでいたので、そういう契約をしたのではないか。あなたはそう思わないか。彼はいい人だから、普段はそういうことはしないのではないか。

答：（返答なし）

問：彼は酒を飲んでいたので契約をしたのか。

答：（返答なし）

問：あなたに聞いている。答えてほしい。

答：私は、彼は酒を飲んでいなくても、この契約をしたと思います。

問：あなたには夫がいるか。

答：はい、います。

問：夫は、どこに住んでいるか。

答：大島です。

問：どうしてか。

**裁判所**：それは本件とどのような関係があるか。

**弁護人**：なぜなら、彼女の夫は裁判所によって奄美大島に強制送還されたが、そのとき彼女の夫は、Mから金を借りた。夫が送還されたとき、被告人Mは港で彼を見送った。私は、この質問は本件と関連すると考える。Mはたいへん親切であり、彼女の夫に金を貸した。しかし、彼は彼女の夫に対して親切であったのに、彼女は那覇警察署に来た。

**裁判所**：それは本件と何の関係もない。

**A・Y（恩納村字\*\*）**：

**久手堅巡査部長による質問**：

問：あなたは被告人を知っているか。

答：はい。

問：どうして彼を知っているのか。

答：被告人のもとで働きました。

問：どれくらいの期間、被告人のもとで働いたか。

答：11月16日から1957年6月までです。

問：被告人のもとで働いたと述べたが、その仕事は何か。被告人の淫売宿の仕事か。

答：はい。

問：毎月の稼ぎはどれくらいか。その稼ぎはどうしたか。

答：毎月1万円以上を稼ぎました。

問：その稼ぎはどうしたか。

答：山分けしました。

問：あなたは、Mのもとで休みもなく働いたのか。病気のときは休みをとれたか。

答：病気のときも、休みませんでした。

問：どうしてか。

答：病気で寝込んだとき、彼が客を連れてきて起こされました。

問：もし被告人が連れてきた客と寝ることをあなたが拒んだら、どうなったか。

答：(返答なし)

問：分からないか。

答：私が病気で休んでいたとき、被告人は私を責め、客をとらせました。

問：あなたは、その仕事が嫌で、彼の家から逃げ出したことはあるか。

答：はい、あります。

問：あなたは、いつ、どのようにして逃げ出したのか。

答：頭痛があつて休んでいました。被告人が来て、休ませてくれませんでした。だから私は普天間に逃げました。

問：今日まであなたが逃げ出したのは何回か。

答：2回です。

問：それぞれの機会に、あなたは、どれくらいの期間、彼の家から逃れたのか。

答：1番長く逃げたのは、1回で25日間です。

問：あなたは、自分からMの家に戻ったのか、それともMに連れ戻されたのか。

答：25日間逃げたときは、Mが連れ戻しに来ました。1回は自分から戻りました。

問：いつ彼があなたの家に来たのか。あなたは彼の家に戻りたかったのか。

答：私は、彼のところに戻りたくありませんでした。

問：その間、Mは、あなたが逃げ出さないようにあなたを見張っていたのか。

答：私が2回彼の家から逃げたので、彼は私を見張っていました。

問：彼があなたを見張り始めてから、彼はあなたを部屋から出さなかったのか、それともあなたがどこかに出て行くときは、いつも彼が付いて来たのか。

答：私が少し長く家を離れるときは、いつも彼が付いて来て、私を連れ戻しました。

問：あなたは、Mの家にいたとき、軍人らと性交をしたのか。

答：はい、しました。

問：それはいつか。

答：3月頃です。

問：それはあなたが軍人らを部屋に連れ込んだのか、それともMが連れてきたのか。

答：Mが軍人を連れてきました。そのとき私はベッドで寝ていました。Mが私を起こし、軍人と性交させました。

問：あなたはMの家の1室で性交したのか。

答：はい。そこは私の寝室でした。

問：あなたが受け取ったのはいくらか。その金はどうしたか。

答：私は400円を受け取りました。けれどもMがそれを取りました。軍人からお金をもらったのは私です。

問：Mに雇われたとき、あなたはMからいくら借りたのか。

答：私の借金は28,000円でした。

問：今もあなたはMに借金があるか。

答：はい。

問：いくらか。



答：39,000円です。

問：あなたは、この法廷で1万円以上の稼ぎがあったと述べた。あなたが毎月5,000円を彼に渡したのであれば、あなたの借金は返済されたのではないか。なぜあなたはまだ借金を抱えているのか。

答：私が私用で出かけるとき、いつも彼が500円の借金を追加しました。

問：あなたが24、5日間彼の家から逃げたとき、彼は借金を追加したのか。

答：はい。

問：幾ら追加されたのか。

答：7,000円です。

問：彼がこれを追加したのはなぜか。なぜこれが追加されたと知ったのか。

答：彼から7,000円について聞きました。

問：先ほどあなたは39,000円の借金があると述べたが、契約書には47,700円とある。

答：損失が出て、彼が8,000円を追加しました。

問：これはあなたの拇印か（前述の契約書を示しながら）。ここに6月18日とある。あなたの借金は39,000円であるが、契約書によれば、それは46,000、いや47,700円である。あなたが自分から拇印を押したのか、それとも彼に押すように強制されたのか。彼が押印させたのか。

答：彼が酒を飲み、怒り出しました。私は怖くなり、押印しました。

問：彼は机を叩いたのか。

答：彼は机を叩き、それで私は怖くなり、契約書に署名しました。

問：彼は契約書の詳細を説明したか。

答：はい。

問：この契約書によれば、あなたが期日までに借金を払えない場合、彼がどのような手段をとっても、あなたは従うとある。この契約書にある手段 [disposition] というのは、どういう意味か。

答：彼は、2日以内にお金を持ってくるように言いました。

問：あなたは契約書に署名してから、どこかに行ったのか。

答：はい、行きました。

問：どこに行ったか。

答：私の部屋に行って寝ました。

問：その後、あなたは警察署に行かなかったか。

答：2時頃に私は波の上に行きました。そこで一晩を過ごし、それから那覇警察署に行きました。

問：どうしてあなたは訴え出たのか。

答：私の借金はそんなに多くありませんでしたが、彼は、先ほどの額の借金があるという契約書を作りました。それを警察署に話そうと思いました。

問：あなたの実際の借金は 39,000 円であって 47,000 円ではない。間違いないか。

答：彼が 8,000 円を追加して、私が 47,000 円を借りたようにした。

問：被告人が酒を飲んだとき、彼はあなたに説教したのか、怒ったのか。

答：彼は私を叩こうとしました。

問：彼から叩かれたことはあるか、あるいは怒られたことはあるか。

答：叩かれたこともあるし、怒られたこともある。

問：彼は酒を飲むとそうなるのか。

答：はい。

反対尋問はなかった。

**裁判所：**

問：被告人は、あなたが金銭、つまり契約書の借金を払わなければ、どうなると言ったのか。

答：彼は、もし私が借金を払わなければ、別の場所に連れて行くと言いました。

問：それはどういう意味か。

答：彼は、私を別の場所に連れて行き、私に淫売婦をさせると言いました。

**警察本部特別警邏隊の国吉恵伝 [KUNIYOSHI, Kiden]：**

1957年6月19日午前11時頃、証人TとAが警察本部に来て、助けを求めた。何があったのか、と私が聞くと、彼女らは、6月18日の夜に被告人と内容虚偽の契約をしたと述べた。さらに彼女らは、被告人に脅迫されてその契約書に署名したと述べた。彼女らは、6月19日午前2時頃、被告人の家から逃げ出し、那覇市の波の上で一晩を過ごした。彼女らは朝食を食べていないと述べた。そのため私たちが朝食を与えた。以上の他に私から証言できるのは、当法廷で他の証人がすでに述べたことと同じことである。

**裁判所：**あなたはこの契約書をどのように理解したか。これは彼女らが借金を認めたことになるか。

答：私の理解によれば、被告人は彼女らを淫売婦にして、引き続き彼のところに居させようとした。

**裁判所：**なぜあなたはそうに考えるのか。

答：被告人は元々の借金に余分なものを追加したといえるからである。

**裁判所：**反対尋問はあるか。

ない。

**裁判所：**被告人の供述調書は作成されているか。

答：はい。

**久手堅和夫（再召喚）：**

**裁判所：**簡潔に供述調書の内容を紹介してほしい。弁護側は、調書採用に異議があるか。

**弁護人：**異議なし。

（供述調書が証拠採用された。）

**証人：**供述調書の概要は次のとおりである。被告人は、昨年11月から1957年5月末まで、エミコ他の女の子らを雇い、被告人の住居で彼女らに売淫をさせた。彼はコザのレストランから女の子2名を連れて来た。彼は、彼女らの稼ぎの半分を受け取ったことを認めた。彼女らの1か月の稼ぎは平均して7、8,000円である。彼が彼女らに売淫を強制したのかと聞いたところ、彼は否認した。彼は、証人A [A・Y] が彼の家から2、3回逃げ出したことを認めたが、その理由については何も述べなかった。彼は、黒人兵を連れ込み、実際にエミコがその軍人と性交したと述べた。そのときエミコから受け取ったのは450円である。被告人は、女の子2名が自ら契約書に拇印を押したと述べた。彼によれば、女の子2名は彼の家で働くことを望み、移転の損失、つまり移転費用の支払いを受け入れた。さらに私が、被告人に対し、移転費用を払うのはあなたではないのかと問い質したところ、彼は、女の子2名が部屋代と移転費用の負担を希望していたと述べた。彼は、屋富祖でバーを営んでいると述べた。私は、もう1度、彼女らが拇印を押したのかと尋ねた。被告人は、彼女らが自ら進んでそこに拇印を押したと述べた。被告人は、淫売宿の営業を認めたが、その他の起訴罪状については認めなかった。

**裁判所：**証人に対する反対尋問はあるか。本件被告人に対する他の証拠はあるか。

他の証拠なし。

**裁判所：**弁護側の証人は何人か。

**弁護人：**被告人だけである。

検察側の立証が終わる。

**弁護側の証拠：**

被告人が彼の権利について助言を受け、宣誓供述を選択した。

**M・C：**

**弁護側の質問：**

問：あなたが沖縄に来たのはいつか。

答：ここに来たのは1952年8月である。

問：昨年11月頃から今年5月まで、あなたはハーバービュー地区にいたか。

答：はい。

問：なぜあなたは屋富祖に移動したのか。

答：バーを営みたかった。

問：妻がいるか。

答：はい。

問：子供は何人いるか。

答：4人。

問：1番上の子供と1番下の子供は、それぞれ何歳か。

答：上が12歳、下が7歳である。

問：犯罪歴はあるか。

答：犯罪歴はない。

問：今は何を感じているか。この法廷で考えたことはあるか。

答：私は悪いことをしたと思う。妻と子供たちに大変迷惑をかけ、申し訳ないことをした。2度とこんなことはしないつもりである。

弁護側の立証が終わる。

#### 弁護側の最終弁論：

被告人のために簡潔に弁論する。被告人がこのような罪を犯し、大変申し訳ない。私は、2.4.3.4条〔原文では2.4.3.3条〕については無罪を主張するが、他の2罪の事実については認めた。Mが当法廷で述べたように、彼は大変申し訳ないと感じており、2つの罪については認めた。私が個人的に被告人Mに聞いたところ、彼はバーを経営するために屋富祖に移った。彼はハーバービュー地区で淫売宿を経営することに乗り気ではなかった。被告人は屋富祖でバーを経営するために引越しをした。彼は今年の6月に屋富祖に引っ越した。彼は布令違反で逮捕されたことで、現在は自分のしたことを深く後悔している。被告人の家族は4人の子供、妻、そして彼である。被告人に前科はない。以上の事情から、私は、被告人に執行猶予付きの判決を求める。被告人は淫売宿を経営する罪〔2.4.2.3条〕で起訴されているので、裁判所は罰金刑を科すことができる。私は、裁判所に実刑ではなく罰金刑を求めたい。

**裁判所：**当裁判所は2.4.3.4条について証拠不十分により無罪、2.4.2.3条及び2.4.3.3条について有罪と判断する。

未決拘禁：12日。

犯罪歴：なし。

## (2) PSD Case No. C-255-57

琉球列島米国民政府

〔簡易〕(上級) 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957年11月6、7日 PSD Case No : C-255-57

受理人員番号 2324, 2325, 2326

民政府上級裁判所裁判官 ロイ・L・モルガン [ROY L. MORGAN] の面前で

起訴罪状：民政府布令 144 号 2.4.3.3 条違反

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\*\* [K・C] 55 男 那覇市\*区\*組

\*\*\*\* [G・S] 38 男 那覇市\*区\*組

\*\*\*\* [K・T] 24 男 那覇市\*区\*組

通訳者：ヒガ・ナガトシ [HIGA, Nagatoshi] 及びタツロー・フジタ [Tatsuro Fujita]

検察官：ロナルド・M・オータ [Ronald M. Ota]

弁護人：柴喜与秋 [SHIBA, Kiyooki]

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁：被告人 3 名全員が起訴罪状について有罪の答弁をした。

検察側の証拠：

裁判所は 1957 年 11 月 [原文では 10 月] 6 日午前 10 時 10 分に開廷した。

裁判所：オータ氏、あなたは次の上級裁判所の事件があるか。

検察官：はい。

裁判所：その事件は何か。

検察官：次は G・S、K・C 及び K・T の民政府布令 144 号 2.4.3.3 条違反事件である。

裁判所：被告人 3 名の弁護人は柴氏という理解でよいか。[次頁へ]

事実認定：被告人らは起訴罪状の全てについて有罪。

刑の宣告：公判記録 35 頁 [本稿 173 頁] 記載の通り。

*Roy L. Morgan*

裁判官 ロイ・L・モルガン

[次頁以下]

検察官：その通りである。

裁判所：柴氏は、被告人 3 名に対する起訴罪状を理解しているか。

弁護人：はい、理解している。

裁判所：あなたは起訴罪状を検討する十分な機会があったので、裁判の準備はできていると考えてよいか。

弁護人：弁護側証人を呼びたいのでその時間を取っていただきたい。裁判を進める準備はできている。後で情状証人を呼ぶ機会をいただきたい。

裁判所：柴氏、その要求は当然である。もし今、あなたが証人召喚の調整をすることができるなら、裁判所にとって時間の節約になるし、私たちも後回しにしないで済む。

弁護人：裁判所に迷惑をかけて申し訳ない。残念ながら証人は糸満在住である。また、私は今日の午後、コザの裁判所で代理人を務める予定が入っている。裁判所にこのようなお願いをするのは申し訳ないが、証人を呼ぶための別の機会を与えてほしい。

裁判所：あなたは、今日の午前中にここに証人を呼ぶように警察官と調整しなかったのか。

検察官：彼は、今日の午前中になって情状証人のことを知った。そのため、証人を呼ぶことができなかったということである。

裁判所：柴氏、あなたは警察局を通して証人と接触してもらいたい。あなたが証人の氏名を告げてくれれば久手堅氏が手はずを整えるだろう。柴氏、裁判の準備はできているか。

弁護人：はい。

裁判所：被告人３名の答弁は無罪か、有罪か。

弁護人：有罪の答弁である。

裁判所：G・S、K・C及びK・Tの３名の被告人は、起訴罪状につき有罪の答弁をしたと記録しておくように。では、オータ氏は手続を進めてもらいたい。

検察官：検察は、最初の証人として與那覇\*\*\*を召喚する。彼女の年齢は18歳、住所は那覇市松尾区\*-\*番地である。

與那覇\*\*\*が宣誓し、証言台に立った。

裁判所：あなたはオータ氏の質問に答えて、何があったのかをざっくばらんに語ってほしい。あなたは何の心配も遠慮もすることなく、ただ真実だけを述べるように。これが裁判所からの希望である。私たちは、あなたを困らせようとしたり、傷つけようとしたりするつもりはない。オータ氏は始めなさい。

検察官による質問：

問：あなたの現住所は那覇市松尾区\*-\*番地か。

答：はい。

問：あなたは本件の被告人を知っているか。

答：はい、知っています。

問：あなたは、どうして被告人らを知るようになったのか。

答：私は被告人Gのもとで働きはじめ、他の人たちとも知り合いました。

問：あなたが最初にG氏に会ったのはいつか。

答：今年の9月25日です。

問：その日、G氏と面会した時の状況を説明してもらえるか。質問を言い換えたい。

誰かが、あなたをGに紹介したのか。

答：はい。

問：あなたをG氏に紹介したのは誰か。

答：Kです。

問：どちらのKか。

答：こちらのKです（被告人K・Cを指しながら）。

問：どうしてK・CはあなたをGに紹介したのか。

答：私は4万円の借金がありました。私は、Gのもとで沖縄人相手の淫売婦として働くことを依頼されました。私が言われたのは、稼ぎの半分をGに渡し、また、借金返済のために残りの半分もGに渡すことでした。私は4万円の借金を返済するために、Gから4万円を受け取りましたから、今の私はGに4万円の借金があります。その借金の条件は、私が淫売婦としてGのもとで働き、私の半分の分け前から借金を返済することでした。

**裁判所**：私の理解によると、彼女は誰かに4万円の借金があり、Gがその借金を返済したので、Gが証人に対してそれを請求できるということか。

**検察官**：その条件として彼女は、彼のもとで基本的に半々の取り分で働くが、実際は、彼女の取り分からGに対して4万円を支払うということである。つまり彼は、彼女の稼ぎの半分だけでなく、さらに4万円を受け取る。

**裁判所**：質問を続けなさい。

検察官が質問を続ける。

問：あなたは、誰に4万円の借金があったのか。

答：私は、馬天集落の当間\*\*に4万円の借金がありました。

問：なぜその借金があるのか。

答：以前から私は、波の上地区に住んでいる人に4万円の借金がありました。その4万円を波の上の人に支払うために、馬天の当間氏からお金を借りました。それで波の上の男に借金を返しました。

問：あなたは4万円を借りたのか。

答：私が借りたのは少でしたが、だんだんそれが増えていきました。

問：あなたが波の上で借りたのはいくらか。

答：3万円の借金がありました。

問：その借金を返すために、あなたが当間から借りたのはいくらか。

答：私は当間から3万5千円を借りました。

問：そしてあなたはGから4万円を借りた、あるいは貸付金を受け取った。そのとき、あなたは当間にいくら返済しなければならなかったのか。つまり、あなたが当間に支払うためにGから4万円を受け取ったとき、あなたは当間にいくら借金していたのか。

答：G から 4 万円の貸付金を受け取ったとき、私の借金は 3 万 9 千円でした。

問：あなたは G のもとの 9 月 25 日から働き始めたかと述べた。G 氏のもとの働いたのはどれくらいか。

答：9 月 26 日から 10 月 8 日です。

問：G 氏のもとの、1 人で働いていたのか。

答：いいえ。\*\*と一緒にです。

問：\*\*の姓は何か。

答：仲宗根\*\*。

問：あなたが G 氏のもとの雇用されている間、あなたは、あなたの意思に反して引き留められていたのか。

答：いいえ。けれども私は殴られた。

**裁判所**：裁判所が知りたいのは真実である。最初に述べたように、あなたは誰も恐れる必要はない。あなたが何かをされる心配はないので、裁判所に真実を述べてもらいたい。検察官オータ氏の質問に答えてほしい。オータ氏は質問を続けてほしい。検察官が質問を続ける。

問：あなたは、殴られたときのことを話そうとしたが、最後まで述べなかった。話そうとしたことを最後まで述べてもらえるか。

答：私が殴られた後、彼は、私が別の仕事を見つけるために出て行くな、一緒に付いて行くと言いました。けれどもバスには乗らない、タクシーで行くと言いました。

問：G 氏のもとの雇われている間、あなたはその雇用条件に満足していたか。

答：いいえ。

問：あなたが、不満を感じたのはいつか。

答：雇われてから 4、5 日後です。

問：その間に何かがあって、あなたはそう感じたのか。

答：G 氏は、私には怒りませんが、ミツコに対してはいい顔をしませんでした。

問：このミツコというのは、さきほどの\*\*と同一人物か。

答：\*\*のことです。

問：あなたが、ここで働くのは楽しくない、と感じるようなことがあったのか。

答：はい、ありました。

問：それを裁判所に説明してもらえるか。

答：私は、私の稼ぎが多くないと言われました。

問：誰がそう言ったのか。

答：K 氏です。



問：それは1人だけか。

答：いいえ、2人です。

問：どの2人か。

答：K氏の両方です（被告人K氏らを指しながら）。

問：それはいつのことか。

答：10月8日です。

問：あなたが仕事に不満を感じてから何か行動を起こしたか。

答：夫人と話をしました。私は、私たちの稼ぎが多くないという話を聞かされました。

問：あなたは不満を感じて何をしたのか。あなたは、まだ私の質問に答えていない。

私が聞きたいのは、あなたが何をして自分を納得させようとしたのかである。つまり、別の場所で仕事を探そうとしたのか、あるいは、雇い主に雇用条件を変更してほしいと伝えたのか。あなたは何をしたのか。

答：私は雇用条件の変更について話そうとしました。けれども言い出せませんでした。

問：それで何をしようとしたのか。

答：はい、しました。

問：何をしようとしたのか。

答：8日に怒られました。それで逃げだそうとしました。

問：あなたは逃げだそうとしたのか、それとも出て行こうとしたのか。

答：出て行こうとしました。

問：あなたは1人で出て行こうとしたのか。

答：ミツコと一緒に。

問：ミツコ、つまり\*\*と一緒にということか。

答：\*\*と一緒に。

問：出て行けたか。

答：家の前から出て行きました。

問：それから何があったのか。

答：Gらが私たちを探しに来て、私は髪の毛を引っ張られました。

問：誰があなたの髪を引っ張ったのか。

答：Kです。

問：どちらのKか

答：若い方のKです（K・T）。彼が私をGの家に連れ戻しました。

問：それから何があったのか。

答：私は部屋の中に連れて行かれて、頬を打たれました。

問：誰があなたの頬を打ったのか。

答：Kの父です（K・C）。

問：それは被告人の1人か。

答：はい。彼は被告人の1人です。

問：あなたを叩いたのは、この人だけか。

答：私も、\*\*も、両方のKから叩かれました。私たちはK・CとK・Tの両方から叩かれました。

問：あなたは叩かれたのか、それとも殴られたのか。

答：殴られました。

問：あなたがKから殴られた後、何があったのか。あなたは殴られている間に何を言われたのか。

答：はい、言われました。

問：あなたが殴られたとき、あなたは家から出て行くべきでないと言われたか。

答：はい、そう言われました。

問：その後、あなたは出て行く機会があったか。

答：はい、ありました。

問：誰から、出て行くことができると言われたのか。

答：K夫人です。

問：どちらのKか。

答：K・C夫人です。

問：K・Tがあなたを殴っているとき、彼は何と言ったか。

答：彼は「この家から出て行けると思っているのか」と言いました。

問：あなたは裁判所に対して、その後に家を出て行く機会があったと述べた。

答：はい。

問：それは何時頃か。

答：11時頃です。

問：午前か。

答：はい。

問：あなたは午前5時から午前11時まで、その家にいたということで間違いないか。

答：はい。

問：5時から11時までの間、あなたは別の場所に行きたいと伝えたか。

答：はい、伝えました。

問：何と言ったのか。

答：私は、波の上のプールに遊びに行かせてほしいと言いました。

問：あなたはこれに見覚えがあるか（灰色の小さなノートを証人に示しながら）。

答：はい。

問：これは何か。

答：それは私のノートです。

問：これは何に関するノートか。

答：最初の段に、私が客から受け取った金銭が書いてあります。

問：あなたの客というのは誰か。

答：(返答なし)

問：客というのは、あなたと寝た人たちのことか。

答：そうです。

問：次の数字は、何に関するものか。

答：最初の段は稼ぎを示していて、2番目の段は雇い主に渡した50%です。3番目の段は雇い主に返済した額です。最後の段は私が雇い主から借りた額です。

**裁判所**：あなたはこのノートを検察側証拠1として提出している。それは稼ぎ額と雇い主に対する支払い額の記録された冊子である。こういう理解で間違いないか。

**検察官**：はい。

**裁判所**：このノートは検察側証拠1 [192頁資料1]として採用される。

検察官が質問を続ける。

問：あなたは午前5時から11時までそこに居させられたと述べた。あなたがその家から出るための条件があったのか。

答：はい、ありました。

問：その条件は何か。

答：私は借用書を書くように言われました。

問：これがあなたの書いたものか(証人に借用書を示しながら)。

答：そうです。

**裁判所**：この証明書は検察側証拠2として採用される。

検察官が質問を続ける。

問：あなたは、この借用書を書かなければ家から出ることはできないと言われたのか。

答：はい。家を出る前に、この借用書を書くように言われました。

**裁判所**：検察側証拠2を読み上げてもらえるか。

**通訳者**：(読み上げる)「金4万円。私は間違いなく上記金額を借りた。私は10月15日までにその金額を返済する。私が上記期日までに返済しないとき、私の保証人が支払うことを約束する。1957年10月9日。借用主、與那覇\*\*。保証人仲宗根\*\*、もう1人の保証人、照屋\*\*。」

**裁判所**：それは誰に対して支払われるのか。

**通訳者：**書いていない。

**裁判所：**誰からこの借用書を入手したのか。

**検察官：**それは那覇警察署の警察官である久手堅和夫氏から入手したものである。

警察官久手堅和夫が宣誓した。

検察官による質問：

問：久手堅氏、あなたはこの検察側証拠 2 の証明書をどこで入手したのか。

答：これは與那覇\*\*から私に手渡されたものである。

問：私が手にしているもう 1 つ証明書は、誰から提出されたのか。

答：被告人 G・S である。

**検察官：**先ほどの証明書は最初に書かれたもので、彼女は、G が持っていたもう 1 つの借用書を書くことを受け入れた（弁護人に後者の借用書を示しながら）。

検察官が質問を続ける。

問：與那覇さん、あなたはこの書類（検察側証拠 2）に見覚えがあるか。

答：はい。

問：この借用書を書いたか。

答：はい。それを書くように言われました。

問：この書類を G に渡したか。

答：はい。渡しました。金額は 4 万円です。

**検察官：**こちらが、もう 1 つの証明書を写して作成された実際の借用書である。私は、この証明書を検察側証拠 3 [192 頁資料 2] としたい。

**裁判所：**その証明書を検察側証拠 3 として採用する。証言から理解する限り、これは被告人 G が、証人與那覇から受け取ったものであり、その後、久手堅氏が G から受領したものである。検察側証拠 3 を読み上げてもらえるか。

**通訳者：**（読み上げる）「私は必要があって上記金額を借りた。もし私が 10 月 15 日までに支払わなければ、私の保証人があなたに借金を返済する。1957 年 10 月 9 日。借用主、與那覇\*\*。保証人、仲宗根\*\*。保証人、照屋\*\*。」

**裁判所：**検察側証拠 1 についてだが、それには「売淫による稼ぎ」が示されていた。オータ氏、この理解でよいか。

**検察官：**それで間違いはない。

**裁判所：**さらにこの記録によれば、9 月 26 日から 10 月 8 日までに、彼女は 3,040 円以上を被告人 G に支払っている。検察側証拠 2 及び 3 にある 4 万円の借金は、証人が最初に G のもとで売淫に従事するときの元の負債額である。これで間違いはないか。

**検察官：**はい。

検察官が質問を続ける。

問：Gの家から出て行くことを許されてからあなたはどうしたのか。

答：病院に行きました。

問：どうして病院に行ったのか。

答：診察を受けたいと思ったからです。

問：この診断書は誰の名前で書かれているか（証人に診断書を示しながら）。

答：仲宗根\*\*の名前です。

問：あなたは怪我をしなかったのか。

答：はい。私は大きな怪我をしませんでした。

問：病院に行ってこの診断書を書いてもらってから、あなたは何をしたのか。

答：それから私は牧志の派出所に行きました。

問：あなたは牧志派出所にこの件を届け出たのか。

答：はい。

**裁判所**：私から2、3の質問をしたい。

裁判所による質問：

問：與那覇さん、あなたに被告人Gを紹介したのはK・CとK・Tと理解してよいか。

答：それで間違いありません。

問：あなたはGに紹介されたのか。

答：その通りです。

問：どのようにして彼らは、あなたにG氏を紹介することになったのか。

答：私は、以前から彼らを知っていました。

問：彼らから、Gのもとで淫売婦として働くように勧められたのか。

答：はい、彼らから勧められました。

問：あなたはK・TとK・Cのもとで働いたことがあるのか。

答：いいえ、ありません。

問：どのようにしてあなたは彼らと知り合うようになったのか。

答：私がハーバービュー地区に住んでいるときにK・Cを知りました。

問：どのような関係で彼を知ったのか。

答：彼は、私の近所に住んでいました。

問：あなたは何歳か。

答：18歳です。

問：K・CとK・Tの両氏がG氏と相談し、G氏があなたの借金を引き受け、そしてあなたがG氏のもとで淫売婦として働くことを決めたのか。

答：はい。

問：あなたは、K・TとK・Cが、あなたの売淫に関する話をまとめて、G氏から、いくら受け取ったかを知っているか。

答：知りません。

問：K・CとK・Tは、G氏の親戚か。

答：分かりません。

問：彼らは同じ家に住んでいるか。

答：彼らは近くに住んでいますが、同じ家ではありません。

問：1人は\*組に住んでおり、もう1人は\*組に住んでいる。\*組〔後者と同じ〕に住んでいるG氏とKらは隣同士の関係か。

答：はい。

問：あなたがG氏のところから出て行こうとした日、K・CとK・Tは、あなたの意思に反して、あなたをGの売淫の場所に居させたのか。

答：はい。

**裁判所**：柴氏から何か質問はあるか。

**弁護人**：はい。

反対尋問：

問：被告人Gと被告人K・Cは、あなたがGに雇われてから、あなたに対し、別の働き口を見つけるために出て行ってもよい、と言ったのではないか。

答：そのようなことを8日に言われました。

問：あなたの話では、10月8日の朝、あなたはGの家から出て行こうとした。そして出て行こうとしたので叩かれた。そのときGは寝ていたか。彼は寝床にいたか。

答：いいえ。Gは寝ていませんでした。彼は起きていました。

問：Gの部屋から、あなたの部屋が見えるとは思わないが、どうか。

答：廊下から私の部屋が見えます。

問：Gの部屋の戸が開いていたら、彼の場所から、あなたの部屋が見えるのか。

答：いいえ。

問：あなたがGの家から出て行こうとしたとき、私物も持ち出そうとしたのか。

答：着換えを持っていました。

問：荷物を持って出たのか。

**裁判所**：柴氏、あなたが刑の減軽のために、あらゆることを引き出そうとしていることは理解できるが、あなたは、まるで依頼人が無罪答弁をしたかのように反対尋問をしている。あなたは起訴罪状の事実を認めたとし、証人は、彼らから殴られたと述べている。あなたが彼らの無罪を主張しようとしているのであれば、この種の反対尋問の目的も理解できるが、もしそうであれば、最初は無罪答弁をするべきである。

**弁護士**：私は、ただ彼女が家を出て行こうとしたときの状況を明らかにしたいだけである。もう少し質問がある。

弁護士が質問を続ける。

問：あなたは家から何メートルくらい出て行ったのか。

答：私は家から少し出ただけです。

問：仲宗根はどこにいたか。

答：仲宗根\*\*は、道の脇にしゃがんでいました。

問：あなたは道端に出たということか。

答：はい。

問：あなたは借金を返済しておらず、借金があるまま、家を出て行くのは悪いことであると分かっているのか。あなたは、借金を払わずに家を出て行くのは悪いことであると分かっているのか。

**裁判所**：何という質問か。私は驚いた。柴氏、あなたは、この種の仕事を不問に付そうというのか [You mean you condone this type of business.]。

**弁護士**：私は、そんなつもりで質問したのではない。

**裁判所**：続けなさい。

弁護士が質問を続ける。

問：あなたは裁判所に対し、被告人K・CがあなたにGを紹介したと述べた。そのとき、あなたが被告人Kのところに行って、あなたを被告人Gに紹介してほしいと頼んだのか、それともK・Cから、被告人Gのもとで働くように頼まれたのか。

答：Kが、私に、その気があるかないかを聞きました。

**弁護士**：質問は以上である。

**裁判所**：私からもう少し質問がある。

裁判所による質問：

問：私の理解する限り、あなたの証言によれば、G氏が、あなたが家を出て行く前に、4万円の借金があることを証明する4万円の借用書に署名するように、あなたに言ったということか。

答：その通りです。

問：あなたが無事に出て行くためには、そうする他になかったということか。

答：はい。

問：検察側証拠1が、9月26日から10月8日までのあなたの稼ぎを示している。それによればあなたはG氏に3,040円を支払っている。

**検察官**：借金の取り扱い、つまり借金の支払いということで言えば、その額では少ない。裁判所が質問を続ける。

問：この記録簿によれば、その間にあなたは、淫売婦としての稼ぎから、G氏の取り分として3,040円以上を払っている。同時にあなたは、（記録簿によれば）4万円の借金返済に充てるために、追加で2,330円を払った。このノートからは、明らかにあなたが4万円の借金の一部を彼に支払っていることが分かるが、彼は、あなたが元の4万円の借金返済に充てるために支払った2,330円の差引残高をあなたに示さなかったのか。

答：私は、その金額の借用書を書くように言われました。

問：ということは、この借用書は、あなたが仕事をして借金を払ったとはいわせないように、G氏によって作成されている。つまり、あなたは借金を返済していると思っていたが、残高はそのままだった。そういう理解でよいか。

答：借金に関する彼の考え方は分かりませんが、私は、彼の言う通りの方法で借用書を書き、署名をしました。

問：9月26日から10月8日までの間、あなたは約7,000円を性交の仕事で稼いでおり、あなたの記録簿によれば、その7,000円から、620円を除いた全額をG氏に渡した。これは間違いないか。

答：はい。お小遣いを除いて。私の分はそれだけです。

問：つまりG氏は、事実上あなたの売淫業の稼ぎの全額を受け取ったということか。

答：その通りです。620円のお小遣いを除いて。

**裁判所：**オータ氏は次の証人に進みなさい。

**検察官：**検察側の次の証人は仲宗根\*\*である。

仲宗根\*\*の住所は証人と那覇と同じである。仲宗根が宣誓し、証言台に立ち、次のように証言した。

検察官による質問：

**裁判所：**仲宗根さん、あなたは裁判所での証言を怖がる必要はない。私たちがあなたに求めるのは、あなたが真実を述べること、真実だけを述べることである。分かってもらえるか。

**仲宗根：**はい、分かりました。

**検察官：**私は日本語であなたに質問する。私の質問が裁判所に通訳されてから、私の質問に答えるように。

問：あなたは法廷にいる被告人らを知っているか。

答：はい、知っています。

問：彼らの名前が分かるか。

答：はい、分かります。

問：彼らの名前は何か。



答：G・S、K・C、K・Tです（被告人らを指しながら）。

問：あなたの学歴を教えてください。

答：私は、少しの間、学校に通いました。

問：何年生までか。通ったのは何年か。

答：私は小学校6年を卒業しました。

問：與那覇\*\*は、この法廷で、Gの家で叩かれたと述べたが、この証言は正しいか。

答：はい。

問：それはいつの話か。

答：10月9日です。

問：今年のことか。

答：はい。

問：その場所はどこか。

答：Gの家でした。沖映劇場の裏側です。

問：あなたはどこで叩かれたか。いや、別の質問をしよう。あなたを叩いたのは誰か。

答：Gです。

問：この法廷に彼は座っているか。

答：はい。

問：誰が彼か。

答：この人です（被告人Gを指しながら）。

問：なぜGはあなたを叩いたのか。

答：何も言わずに彼は私を叩きました。

問：彼は拳であなたを殴ったのか、それとも手のひらであなたをはたいたのか。

答：拳です。

問：彼女は殴られたのであって、叩かれたのではない。彼女は堅い拳で殴られた。

被告人Gが無言であなたを殴ったのは何時だったか。

答：5時です。午前5時です。

問：そのときあなたは何をしていたのか。

答：座っていました。

問：その前は何をしていたか。

答：私が座っているときに彼が私を叩きました。私は部屋の中で髪を引っ張られました。彼が髪をつかんで私を部屋の中に引っ張り込みました。

問：誰があなたの髪を引っ張ったのか。

答：Gです（K・Tを指しながら）。彼が私の髪を引っ張りました。

問：どこから彼はあなたを部屋の方に連れて行ったのか。

答：道端からです。

問：どうしてあなたは午前5時頃に路上にいたのか。

**裁判所**：今日はここまでとする。裁判所は、午前8時まで休廷する。

（裁判所は1957年10月6日午前11時55分に休廷した。）

**裁判所**：裁判を再開するので記録しておくように（1957年10月7日午前8時20分）。

仲宗根さんは証言台に立つように。

**検察官**：仲宗根さん、昨日の最後の質問を記録者に読み上げてもらうことにする。

**記録者**：昨日の最後の質問は「どうしてあなたは午前5時頃に路上にいたのか」です。

検察官が質問を続ける。

問：どうしてあなたは午前5時に道端にいたのか。昨日、あなたは証言で、午前5時に道に出たと述べた。手元に記録がなく、その記録がない状態なので、その点をもう1度答えてもらえるか。

答：（返答なし）

問：昨日、あなたは証言で、なぜ道に出たのかという私の質問に対して答えてくれたが、それが通訳されておらず、記録に残っていないため、同じ答えをしてもらいたい。

**裁判所**：最初に英語で質問をするように。それから日本語で質問するのはどうか。

**検察官**：私が日本語で質問をしている理由は、証人が質問の意味を理解するのに時間を要するからである。

**裁判所**：では日本語と英語の両方で質問をしてもらいたい。

答：私が道端にしゃがんでいるとき、彼が髪をつかんで私を家に連れて行きました。

問：あなたの髪を引っ張ったのは誰か。

答：Kの長男です。

問：K・Tのことか

答：はい。

問：あなたはまだ私の質問に答えていない。私は、あなたが午前5時に路上で何をしていたのかを知りたい。

答：私は風呂敷を持っていました。

問：あなたはその風呂敷をもって何をしていたのか。

答：9日の夜、私と\*\*は、雇い主に何も言わないで、家を変えようとしていました。

**裁判所**：つまり、與那覇とあなたは出て行こうとしていたのか。

答：何も言わないで、私は出て行こうとしました。

検察官が質問を続ける。

問：あなたは10月9日の午前5時に道に出たと述べたが、先ほどは9日の夜に出て

行こうと決めたと述べた。時間がおかしいが、どういうことか。

答：午前5時という意味です。

問：あなたがK・Tに髪を引っ張られたとき、あなたはどこに連れて行かれたのか。

答：私たちが寝る場所です。

問：それはGの家か。

答：はい。

問：あなたが、Gの家の寝る場所に連れて行かれたとき、何があったのか。

答：\*\*が首を殴られ、私が顔の左側を殴られました。ごめんなさい。顔の右側です。

問：誰があなたの顔を殴ったのか。

答：G氏です。この人です（被告人Gを指しながら）。

問：殴られてあなたは怪我をしたのか。

答：はい。

問：その怪我を医者に診てもらったか。

答：はい。

問：あなたの怪我について診断書があるか。

答：はい。

**裁判所**：オータ氏、仲宗根\*\*の受傷に関する診断書を提出し、検察側証拠4とされたことを記録しておくように。

検察官が質問を続ける。

問：これに見覚えがあるか（検察側証拠4を示しながら）。

答：はい。それは診断書です。

問：これは、あなたが受診した医者から受け取った診断証明書か。

答：はい。

**検察官**：検察官がこれを提出しようとした（しかし遮られた）。

**裁判所**：それは同一性の確認後に検察側証拠4として採用される。検察側証拠4を読み上げてもらえるか。

**通釈者**：「診断書。氏名、仲宗根\*\*。年齢、22歳。性別、女。生年月日欄には記載がない。家族の職業、つまり家族が従事している職種は大工。病名は右上唇部打撲傷、右上唇部に卵大の大きさの痕があり、口腔内に約1ミリの創傷。医師所見は加療5日。上記の通り診断した。1957年10月9日。那覇市5区19組、宮城医院、宮城普達。」<sup>9</sup>  
検察官が質問を続ける。

問：あなたが被告人Gから殴られたとき、あなたは彼に雇われていたか。

---

9 本件記録中の「診断書」には「本人の職業」記入欄があり、「女給」とある。

答：はい。

問：あなたはG氏のもとで何をしていたか。

答：違法な仕事 [illegal work] です。こっそりと行われる仕事です。

問：違法な仕事というのは、客をとっていたということか。

答：はい。

問：客たちはあなたとベッドに入ったのか。

答：はい。

問：あなたは1人で働いていたのか、それとも一緒に働いていた人がいるか。

答：います。

問：誰か。

答：\*\*です。

**検察官**：質問は以上である。

**裁判所**：私から2、3の質問をしたい。

裁判所による質問。

問：仲宗根さん、あなたがGの家から出て行こうとしたとき、あなたを叩いたのは誰か。

答：家の中で、という意味でしょうか。

問：家の中、または家の外で。

答：Gです。

問：拳骨か。

答：はい。

問：あなたを叩いたG、その被告人は法廷にいるか。

答：はい。

問：與那覇さんについて聞くが、彼女を殴った人がいるか。

答：はい。

問：誰が彼女を殴ったのか。

答：Kです。

問：どちらのKか。指し示してほしい。

答：（被告人K・Tを指さしながら）この人です。

問：K・Cはどんな役割をしたのか。

答：（返答なし）

問：年配のKは、あなたがGの家から出て行かないようにするために何をしたのか。

答：（返答なし）

**検察官**：誰のことを言っているか分かるか。おそらく彼女は、彼の名前を知らない。

**裁判所**：K・Cは立ち上がりなさい（被告人K・Cが立ち上がった）。

裁判所が質問を続ける。

問：彼は何をしたか（K・Cを指しながら）。

答：（返答なし）

問：仲宗根さん、あなたへの質問のために、裁判所は辛抱強く、多くの時間を割いている。K・Cは座ってよい。仲宗根さん、あなたは裁判所の質問に答えなければならない。あなたは何も恐れる必要はない。もう1度尋ねる。さあ、裁判所に答えなさい。K・Cは何をしたのか。彼はあなたを叩いたのか、與那覇さんを叩いたのか。それとも誰か別の人を叩いたのか。

答：彼は與那覇を殴りました。

問：あなたは何歳か。

答：（返答なし）

問：あなたは何歳か、教えてもらえるか。

**検察官**：彼女は理解している。生年月日を尋ねた方がよい。彼女は年齢を知っている。

裁判所が質問を続ける。

問：あなたの生年月日はいつか。

答：（返答なし）

問：仲宗根さん、どうか裁判所の質問に答えてほしい。もしあなたが自分の年齢を知らないのであれば、誰にも分からない。さあ、何歳なのか。

答：22歳です。

問：それは日本の年齢か。それは日本語基準か、それとも英語基準か。

答：22歳です。

**検察官**：彼女は1936年\*月\*日生まれである。

裁判所が質問を続ける。

問：Kの両氏とG氏の家はどこにあるか。この法廷からどの方角にあるか。

答：沖映劇場の裏です。

問：K氏は、G氏と同じような宿を経営しているのか。

答：はい。

問：両方のK氏か。

答：はい。

**裁判所**：弁護士から質問はあるか。

**弁護士**：質問はない。

**検察官**：次の証人は那覇地区署の久手堅和夫巡查部長である。

宣誓済みの久手堅和夫巡查部長が証言台に立ち、次のように証言した。

検察官による質問：

問：あなたは本件の被告人らを知っているか。

答：私が被告人らを 2.4.3.3 条違反の容疑で逮捕し、取り調べたので知っている。

問：取調べ中に被告人らの調書を作成したか。

答：作成した。3名から供述を得て調書を作成した。

問：いつ供述調書を作成したか。

答：10月13日と14日に作成した。

問：それらは被告人らによって任意に作成されたものか。

答：はい。

**検察官：** 検察から K・C、G・S 及び K・T の各供述調書を証拠として申請したい。

**裁判所：** G・S の供述調書は検察側証拠 5 として記録され、検察側証拠 5 として採用される。K・C の供述調書は検察側証拠 6 として、さらに K・T の供述調書は検察側証拠 7 として採用される<sup>10</sup>。

#### 供述調書

本籍 糸満町\*\*区\*

住居 那覇市\*\*区\*組

職業 精米業 G・S 大正9年\*\*月\*\*日生（38年）

右の者に対する布令144号2.4.3.3項被疑事件につき、1957年10月14日那覇地区警察署において本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意志に反して供述する必要がない旨を告げて取り調べたところ、被疑者は任意左のとおり供述した。

1. 私は前科はありません。
2. 私は那覇市東町に於いて出生しました。
3. 学歴は尋常高等小学校高等科2年卒業であります。
4. 学校卒業後19才迄実姉の店の番頭をやり、20才の時、南洋パラオペリリュウ島に渡り店員をやりました。その後終戦前漁業をやり、終戦後本籍地に帰還しました。終戦後1年程軍作業に従事し、製菓業に従事したり、カマボコ製造や氷販売業をした後、本年の9月より那覇市\*\*区\*組で精米業をして現在に至っています。

#### 5. 私の家族は

妻 \*\* 31才

長女 \*\* 9才

---

10 以下に英訳された供述調書3通が引用されるが、ここでは本件記録中に収められた日本語の供述調書を転記する。

次女 \*\* 8才

長男 \*\* 7才

次男 \*\* 5才

が居り、私合せて6名であります。

6. 精米業としての1月の総利益は仕事を始めてばかりなのでよくは分かりません。
7. 財産としては何もありません。
8. 私は今度自分の雇っている女を殴りましたが、そのいきさつは今から申し上げる通りです。
9. 私は2年前前店をやっていましたが事業に失敗して50万円の負債を生じてしまいました。それで精米所をやったんですが、余んまり芳しくないで飲食店をやる事にしました。それで今の住所地に家を貸りました。

其処は同じ様な家が8軒新しく建てられています。1棟の家を2軒で貸りています。1軒分12坪で部屋が全部で5つあります。屋賃は月3千5百円であります。家主は\*\* [I] という方です。8軒共、Iさんが家主であります。今年の9月23日に家を借りました。権利金として1万円支払いました。8棟の内6棟に12世帯が入っています。

その12世帯の中には以前ハーバービューに居った方が居られます。現在留置されているKさん親子は私の隣ですが、以前ハーバービューに居られた方で4、5年前より知っています。

10. 現在の処に移ったその日だと思います。私はKさんの親父さんに女を探して呉れと頼みました。9月24日にK・Cさんの家に女が2人来て居りました。その女は與那覇\*\*と仲宗根\*\*の2人でありました。私は2人の女に会って雇う事に決めてその翌日来て貰う事にしました。與那覇が4万円、仲宗根が9千円貸して貰い度いとの事でありました。
11. その翌日の25日の午前中に2人の女は来ていました。前の主人に借金を返すとの事で私が仲宗根に9千円、與那覇に4万円現金を渡して私の妻とKの長男をつけて返済にやりました。2人の女は午後4時頃私の家へ引越して来ました。

私の家の4つの部屋の内の2つを2人の部屋に当てがいました。

借した金は2人の女が沖縄人相手に売淫してそのもうけた金の半分を部屋代や食事代として受取って残りの半分は女が受取り、その金を借金の返済に当てて貰う事にしていました。

與那覇は貸した金額が多いので本人に話して1日2百円◇の日掛貯金をして貰い、貯めた金で返済に当てて貰うつもりで那覇信用組合に日掛貯金を申し込みました。その通帳は私が預って與那覇から受取った金を集金人に支払っていました。仲宗根

は金額が少いので掛金はさせませんでした。

10月の7日頃、日ははっきり覚えていませんが、2人の女のもうけが少いので私は妻にもう少しもうけて呉れるように女に注意して呉れるようKさんに頼めました。Kさん親子が2人に注意したという事をききましたが、その時私は不在でした。その事はC [K・C]さんからききました。

- 1 2. 10月9日の午前4時50分頃だと思います。鍵をはずす音に目を覚ましました。與那覇が起きているのに気がきました。しばらくするトランクを與那覇が外に出して居りました。私が起きて見ると與那覇は逃げようとして居り、仲宗根は逃げて、居りませんでした。私はすぐ妻をKさんの処にやって応援をたのみました。

Kの長男が仲宗根を探しに行つてしばらくして家に連れて来て居りました。C [K・C]さんも隣近所の人も集つて来ていました。

長男が仲宗根を連れて来て2人の女の髪を引張つて私の居間に入れました。そして長男が2回位女の顔を殴つたと思います。

私もかつとなつていたので瞬間的に近くに居た仲宗根の顔を手拳で殴りました。どうして逃げるかと言うと2人は黙っていました。

C [K・C]さんが2人に何故逃げるかと言っていろいろ話して居りましたが2人は黙っていました。

C [K・C]さんが、2人が仕事探しに誰かと一緒出して下さいと言うと [英訳では、the women asked for permission to go out with an escort to look for work]、自分達はバスでは行かない、ハイヤーで行く、又そばなんか食べない、2、3日だったらどうか知らないが、1週間10日もかかったら1万円位かかる、その1万円借金がふえるがそれでもよいかと言って居られました。

最後は2人の女が借りて来て返すというので借用証を書いて貰う事になりました。C [K・C]さんが文を作って與那覇が書いて押印を押しました。そして保証人として仲宗根とその友達照屋という女を呼んで来て押印を押して貰いました。

その借用証を書くとき3名女は出て行きましたが、その後私の家に帰つて来ませんでした。殴ぐつてから4、5日してから私もKさん親子も逮捕されました。私は女が借金をふみ倒すものと思つていました。

此の時本職は被疑者と次の問答をした。

問 貴方の家で2人の女が売淫をしていた事を知っていましたか。

答 知っていました。

問 何故女を殴つたか。

答 かつとなつて殴りました。

問 何故女が逃げた時、K親子を頼んだか。



答 女の陰に男が居ると思って応援を頼みました。

問 K・Cは現在貴方の住んでいる同業者の役員であるのか。

答 代表者という事になっています。

問 女が金を借りている場合、他に移る時はどうしなければならないか。

答 他に移る時は借金を返さなければいけません。

問 借金を返す間女は売淫をして金を貸りた処に居なければならないわけか。

答 そういう事になります。

此の時本職は被疑者宅にて押収した表紙に\*\*\*\* [G・Y] と記入された大学ノート1冊を提示して次の問答をした。

問 此の帳面を見た事があるか。

答 はいあります。

問 何が記入されているか。

答 2人の女のもうけた金額が書かれてあります。

問 誰が書いたか。

答 1頁は私が書き、2頁3頁は與那覇が書き、4頁は私と妻が書きました。

2人が逃げようとしたのは前の主人と相談した結果ではないかと思えます。こういう仕事は自分としては初めてでありますので最初の日に仲宗根がゴロになぐられました。私は怖いのでC [K・C]さんに頼んだ事があります。

2人の女は私が温◇しい [gentle] ので逃げようとしたのではないかと思えます。

売淫させた事は悪いと思えます。 G・S

右の通り録取して読み聞かせた処、誤のない旨申し立て署名指印した。

前同日

那覇地区警察署司法警察員

巡査部長 久手堅和夫

#### 供述調書

本籍 \*\*町\*\*区\*番地

住居 那覇市\*区\*組

職業 無職 \*\*\*\* [K・C] 明治38年\*月\*日生 (55年)

右の者に対する布令144号2.4.3.3被疑事件につき、1957年10月14日那覇地区警察署において本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意志に反して供述する必要がある旨を告げて取り調べたところ、被疑者は任意左のとおり供述した。

1. 私は前科はありません。
2. 出生地は本籍地に同じであります。

3. 学歴は尋常高等小学校高等科2年卒業であります。
4. 戦前私は大島に居住して古着屋をやっていました。終戦後沖縄に帰り安謝で下宿屋をしていました。その後那覇で屋台◇食堂を営営しました。
5. 家族は妻子合せて7名であります。妻の\*\*は後添えであります。長男Tは別居しています。
6. 財産としては何もありません。
7. 私は昨年7月頃より今年の9月20日迄ハーバービューに居住していました。そこで通勤の売淫をする女を3名置いてその分け前として取る部屋賃で生活していました。その当時ハーバービューはそういう仕事をしている人が多く居りました。そういう女を置いたり部屋を貸したりしている人が多い時は63名居ったと話をきいていました。私の家では女のもうけた金額の3分を部屋賃と夜食として貰っていました。女を置いてある処は金を貸して5分5分に分けているとの話しでありました。

今年の2月頃より警察の取締が厳しくなってこの俣では仕事が出来ないので何処かに移動しようではないかとの話が出ました。そして移動についての会合をたびたび持ちました。そして自然に私は代表者という形になりました。もう1人の代表者は糸数\*\*さんが自然になりました。最初壺川に移動するつもりでしたが家が出来ずどうしようかと思っている矢先Iさんの処と話がついて今私達が住んでいる処に移る事になりました。その交渉は主に糸数と私が当りました。

Iさんが家を建ててその家を私達が貸りするという相談になりました。部屋や間取りについては私達の意見をを入れて貰いました。

今年の9月になって家が出来上りましたので早速ハーバービューから引越しました。現在10世帯が入っています。1棟を2軒で貸りています。同じ様な家が8棟出来上っています。

1軒即ち1世帯の屋賃ははっきり決まっていますが1坪280円との事があります。1棟の坪数は24坪であります。

私は9月の25日に引越しました。他の人もその前後に引越しています。

私達と同じ様に留置されているGさんの家は私の家から2軒隣りであります。去る10月9日の明方でありました。家で寝ている時にGさんの奥さんに起こされました。奥さんの言い分では置いてある2人の女が逃げようとしているから話をつけて呉れとの事でありました。

Gさんの処に居た女は、本名は判りませんが、エミ子とミツ子と呼ばれている女の子で私がGさんに世話して上げた女の子であります。Gさんはエミ子に4万円、ミツ子に9千円貸してあるとの事でした。

それでGさんの家に行ってみました処、2人の女はGさんの居間に座って居り、

私の長男のTが殴り、それからGさんがミツ子を突きました。私が2人に居りたくなければ借金を返して出る様にと意見がましい事を言いましたが、2人は黙っていました。

最初話について、居て働くとの事でしたので私は一応家に帰りました。しばらくすると又私を奥さんが呼びに来ましたので行って見ると2人は又出ようとしているとの事でしたので借用証を入れて出る様にと行って、私は借用証の案を作ってエミ子に書かせました。借用証を入れて2人の女は出ていきました。それきり帰って来ません。

此の時本職は被疑者と次の問答をした。

問：貴方は現在貴方が居る10世帯の中で代表者という事になっているとの事だが事実か。

答：話しはきめてありませんがそういう形になっているようです。

問：エミ子とミツ子に対してもうけが少いと言って注意した事があるか。

答：あります。奥さんからその話をきいていましたので注意しました。

問：2人の女が逃げようとして殴られた時に一緒に仕事探しについて行く時、バスには乗らない、ハイヤーで行く、10日も1週間もすれば1万円位金がかかり借金がふえるがそれでもよいかと言った事があるか。

答：確かに言いました。なるべく居て貰いたいためにそう言いました。

此の時本職は被疑者宅より押収した9月9日付協議会開催と記入された書類1葉を被疑者に示して次の問答をした。

問：此の書類は誰が書いたか。

答：私が書きました。

問：その時何処で協議会を開いたか。

答：那覇市楚辺の私の長男の家で開きました。

問：第6項に組合長とあるが組合長は誰か。

答：未だ決まってはおりません。

問：第7項に臨時役員が決められているが組合長の意味か。

答：いいえ違います。3名でやるという意味です。

問：女給の取引という意味は何か。

答：雇うという意味です。

問：貴方の家に売淫をする女を何名置いてありますか。

答：1人です。千代子という子です。

問：通勤している女は何名か。

答：3名です。ハル子、ツル子、シツ子の3名です。

以上申しあげました外に別に言うべき事はありません。 K・C  
右の通り録取して読み聞かせた処、誤のない旨申し立て署名指印した。

前同日

那覇地区警察署司法警察員

巡查部長 久手堅和夫

#### 供述調書

本籍 \*\*町\*番地

住居 那覇市\*区\*組

職業 無職 \*\*\*\* [K・T] 昭和9年\*\*月\*日生（24年）

右の者に対する布令144号2.4.3.3項被疑事件につき、1957年10月13日那覇地区警察署において本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意志に反して供述する必要がない旨を告げて取り調べたところ、被疑者は任意左のとおり供述した。

1. 私は前科はありませんが、3年前窃盗罪で那覇署に検挙されましたが、裁判で執行猶予になりました。
2. 私は奄美大島古仁屋町で父C、亡母\*\*の長男として生まれました。
3. 学歴は新制中学卒業であります。
4. 私達一家は私が18才迄大島に居住していました。18才の時一家は沖縄に帰り、私は20才迄嘉手納の隔田建設の自動車修理工として働きました。その後は労務者として働いていましたが1年程前より無職で現在に至っています。
4. 私の家族としては肩書住所地に

妻 \*\* 27才

がおります。私は長男であります。現在の母が継母でありますので別居しています。父の処に腹違いの弟や妹合せて5名居ります。父はすぐ近くに居住しています。生活は現在迄の貯金で暮しています。

5. 財産としては全然ありません。
6. 私は近所に居られるGさんが雇っている女を殴った事で捕まえられましたがその事について申し上げます。
7. その前に私達が前居りましたハーバービューや現在居ります処の\*区\*組の新しく出来た家屋についてお尋ねでありますのでお答えします。

私は今年の9月の中旬迄約1年半程ハーバービューに居りました。ハーバービューで2名の女を置いて沖縄人相手の売淫をさせて部屋賃として女のもうけた金額の4割を貰っていました。その当時ハーバービューはそういう商売をしている人が多くおりました。

今年の2月か3月頃より警察の取締が厳しくなったので私達業者間で移動の話が出ました。そして移動先やその後の事を決めるために業者が集まった事がありますが、糸数\*\*という方と私の父のCが代表者となって、移動する時の契約書を作り署名して押印を押した事がありますが、その時私は用事があって出席出来ず、妻の\*\*が出席しましたが、私の方は押印を押してはなりません。

その時の決議では壺川に移動するとの事でしたが土地や貸す家がないために壺川への移動はお流れになりました。

私の父が努力した結果、沖映裏の十貫寺通りに土地と貸屋を見付る事が出来、其処へ移動する事になりました。今から4ヶ月程前に決まったのですが貸家が新築されるのを待っていましたので去る9月の末に移動する事になりました。

私達業者に土地と貸家を貸している人はI商会の御主人であります。40才位の男の方であります。私達が貸りている家は24坪のトタン葺平屋で1棟を2つに区切って2軒で貸りています。1軒分が12坪で3畳の部屋4つに炊事場1坪半、それに入口1坪半がスタンド式食堂になっています。家賃は月3千3百円であります。

8棟新築されていますが、全て同じ様式の家であります。現在5棟に10世帯入っています。6世帯はハーバービューから移動した方達であります。

私は去る9月の22日にハーバービューから移動しました。外の人達も1日か2日の違いで移動しました。

各世帯共1名か2名女を置いてあります。私の家にはフミ子という女を置いてあります。父の家は私の家と棟が別で、2、3軒隣であります。父の処には女が1名居ります。

8. 現在私達と同じ様に留置されているG・Sさんはハーバービューに私が居りました時氷配達をされて居りましたのでよく知っています。特に父Cがよく知っています。Gさんは私より2、3日後に隣に引越して来られました。

Gさん夫婦から女を探してくれと私に話がありました。Gさんは以前ハーバービューに居た事はなく始めて女を置く商売をされるとの事でした。

私が今の処に移動する前に、通称ヨシ子と呼んでいる女とエミ子という女がお金を貸りているが1割の利子と家賃を払う事ができないから使って呉れと来ていた事があります。

ヨシ子というのはGさんが顔を突いた女で、エミ子というのはもう1人の女の子であります。本名は聞きましたが忘れて思い出せません。

Gさんから女を探してくれと頼まれた時に2人の事を思い出して私は去る9月の23日の午前中にハーバービューの当間という人の家に居るヨシ子とエミ子の処に行きました。2人に対して「貴女方のいうお金を貸す人が居るから行かないか」と言う

と2人はすぐ承知しました。

その翌日かその日であったか覚えて居りませんが午後2人共私の家に来ていました。

ヨシ子は借金が8千円だが1万円ほしいといい、エミ子は4万円貸して貰いたいとの事でありました。

2人が来たのは私の家ではなく、私の父の家でありました。

私は2人に隣のGさんが雇うという事を話しました。Gさんも私の父もその席に居りましたが、明日又来るようにと言って2人を帰しました。

9. 翌日の午後2時頃2人の女は私の父の家に来ていました。そこでGさんは使う事に決めてGさんの奥さんと私が2人の女と一緒にハーバービューの2人の元の雇主である当間さんの家に行きましたが不在であったので◇道具を三輪車でGさんの家に運んでその後で馬天迫行って女なんか当間さんに借金を支払いました。

前の雇主に借金を支払いましたのでその日から2人はGさんの処で働く事になりました。私は女を世話した報酬としてGさんから一銭◇貰いませんでした。その理由は私達同業者は全ての点で互に助け合う話し合いになっているからです。私が全ての点というのは女を世話したり家を作ったり女が逃げた場合は一緒に探すという事です。

月は覚えて居りませんが2人の女が逃げる2、3日前だったと思います。Gさんの奥さんから芝居を見にいたりして仕事を真面目にしないから何とか話してくれと言われましたので10月8日の午後3時頃私と父がGさんの家に行って父が2人の女にいろいろ話しをしました。どういう話であったか忘れて覚えていません。

その席にはGさんの奥さんが居られました。

2人に注意して私達父子は帰りました。

10. その翌日、午前5時頃であったと思います。家で寝ていますとGさんの奥さんに女が逃げたからすぐ来て呉れと起されました。起きてすぐGさんの家へ行ってみるとヨシ子は逃げて居らず、エミ子はトランクを外に出して寝台の上に横になっていました。戸の入口にはGさんが立っていました。

Gさんが女が1人風呂敷包みを持って逃げているから探して呉れと言われましたのであっちこっち探した揚句、Gさんの家から約60米離れた処に隠れていたヨシ子を探し出しました。そして家に行けと言ってGさんの家に連れて行きました。Gさんの家に着くと私は2人の女の髪を掴んでGさんの居間に引張って行って「昼言いきかせても此んな事をするのか」と方言で言って平手で2人の顔を2回◇殴りました。その時Gさんがいきなりヨシ子を殴りました。その場には私の父と近所の人が5、6人来ていました。

それから私の父がどうしてそんな事をするのかと言っていました。父が2人にどういう事を言ったかは覚えていません。私も2人に注意しましたが何と言ったか覚えていません。

それからGさんがエミ子の4万円の借用証を書いてエミ子に押印を押させ、それからヨシ子と2人の女の友達である照屋\*\*を呼んで来て保証人として押印を押させました。その借用証をGさんが父と私にこれでいいかを見せてありましたが、父がその借用証の裏に様式を書いて此の方がよいと言ってその様式通りにエミ子に書せて同じく2人の女を証人にしました。

その借用証は私がエミ子から受取ってGさんに渡しました。その借用証を取ってからは私は女2人に遊びに行くなら行けと言いました。そう言って私と父はそれぞれ家に帰りました。その後2人の女はGさんの家を出てから帰って来ません。

私達が女を殴ったという新聞記事が出たのでびっくりしてハーバービューに居る2人の女の処に相談しに行った事がありますが、それからしばらくして私達は逮捕されました。

此の時本職は被疑者と次の問答をした。

問：現在君が居る処には女を置いて売淫をさせている処が12世帯あるが何か組合でも結成しているか。

答：完全には出来ていませんが作りつつあります。

問：組合として協議会を開いた事があるか。

答：今の処に移る前に開いた事があります。

問：組合員としてはどういう事に協力や守るべき事項として決められていると思うか。

答：女を世話してやる事や逃げた場合協力して探すという事に互に協力する事になっています。

問：どういう理由で2人の女を殴ったか。

答：断りもなく逃げたので殴りました。信用していましたが逃げたので癪にさわって殴りました。

此の時本職は被害者與那覇\*\*の任意提出に係る4万円の借用証を被疑者に提出して問答を続行した。

問：此の借用証に見覚えがあるか。

答：はいあります。

問：借用証の裏面の文字は誰が書いたものか。

答：私の父が書いたものです、

本職は更に被疑者G・Sの提出に係る與那覇\*\*の名義の4万円の借用証を提出して

質問した。

問：此の借用証に見覚えがあるか。

答：あります。女が逃げようとした日に書いた借用証で私が女から受取ってGさんに渡したものです。

短気を起して女を殴って悪かったと思います。只今私が申し上げました事は事実であります。2度とこんな事は致しません。 K・T

右の通り録取して読み聞かせた処、誤のない旨申し立て署名指印した。

前同日

那覇地区警察署司法警察員

巡査部長 久手堅和夫

**裁判所**：弁護人は、以上3通の供述調書を読んでいるか。

**検察官**：私が、彼に読む気はあるかと聞いたところ、その必要はないという回答だった。

検察官が〔久手堅和夫に〕質問を続ける。

問：取調べ中、ここ居る2名の女性の訴えについて、被告人らに質問をしたか。

答：質問した。

問：どんな回答だったか。彼女らの訴えを認めたか、否認したか。

答：彼らは殴ったことを認めた。しかし、完全に彼女らの訴えを認めたとはいえない。

問：被告人らは、女性2名を殴ったことを認めたのか。

答：はい。

問：被告人らは、10月8日〔原文通り〕午前5時頃、女性2名が家から出て行こうとしたので、そうした行動をした、と認めたのか。

答：はい。

問：彼らは、女性らが午前5時から11時まで留置され、保証人付きの借用証を書いて署名するまでは解放されなかったことを認めたのか。

答：はい、その通りである。

**検察官**：検察としては、有罪答弁があることから、証拠は十分であると考える。

**裁判所**：柴氏から証人に対して質問はあるか。

**弁護人**：質問はない。

**裁判所**：弁護側から他に申し出ることがあるか。

**弁護人**：はい。被告人Gの情状証人を申請したい。

宮城興太郎が宣誓し、証言台に立って次のように証言した。

弁護人による質問：

問：私の質問に対して真実を答えてもらいたい。さもなければ偽証罪に問われるこ



とがある。あなたの名前は何か。

答：私の名前は宮城興太郎である。糸満町の副町長である。住所は糸満町\*番である。

問：あなたは、私の隣に着席している男（被告人Gを指しながら）を知っているか。

答：彼のことはよく知っている。

問：あなたは、いつからGを知っているのか。

答：小学生のときから知っており、戦争の5年後からも知っている。

問：あなたは、彼がどのような仕事をしていたかを知っているか。

答：彼が那覇で卸売業をしているのを見たことがある。その後は精米業をしていた。

問：この男が裁判を受けていると知ったのはいつか。

答：昨日である。

問：彼が裁判を受けていると知ったとき、あなたは驚いたか、それとも彼ならありうることだと考えたか。

答：驚きだったので、今日も駆けつけて来た。

問：つまり、あなたの考えでは、彼は信頼のできる仕事熱心な人物ということか。

答：はい。

問：あなたは、彼が公私において信頼のできる人物であると考えているか。

答：はい。

弁護士：質問は以上である。

裁判所による質問：

問：Gが売淫業に従事しているを知ったのはいつか。

答：昨日である。

問：あなたは、彼がどれくらいの期間売淫業に従事していたかを知っているか、または、あなたの考えでは、彼はどのくらいの期間従事していたか。

答：昨日になって知ったことだが、私は、彼が9月からその仕事を始めたと聞いた。

問：9月までは彼は何をしていたか。

答：精米業をしていた。

問：あなたは被告人K・CとK・Tを知っているか。

答：知らない。

裁判所：オータ氏から質問はあるか。

検察官：質問はない。

裁判所：弁護人の尋問は以上か。

弁護士：依頼人らの刑の減軽のため、その家族状況について私から彼らに質問をしたい。（被告人3名が宣誓した。）

弁護士：久手堅逡査部長に1つ質問をしたい。裁判所に提出された供述調書について

だが、そこには被告人らの各家庭の人数が報告されているか。

久手堅：はい。

弁護士：それなら被告人らに尋ねる必要はない。

検察官：久手堅は「はい」と言った。

弁護士：私はG・Sを証人として申請したい。

裁判所：どうぞ。

G・Sが証言台に立ち、次のように証言した。

弁護人による質問：

問：Kが、向こう側に着席している女の子らをあなたに紹介したとき、あなたは彼に手数料のようなものを支払ったのか。

答：いいえ。

弁護士：K・Cにも1つ質問をしたい。

K・Cが次のように証言した。

弁護人による質問：

問：K氏、あなたが女の子2名をGに紹介したとき、手数料を受け取ったか。

答：いいえ。

弁護士：質問は以上である。

裁判所：検察官から質問はあるか。

検察官：はい、質問したい。

反対尋問：

検察官による質問：

問：あなたがGのために女の子2名を連れて来たのは、その種の業者間におけるあなたの地位の結果か。あなたは、その種の業者団体の代表者か。

答：私は友人として、また個人として女の子を紹介した。

問：あなたはこの種の仕事をする人たちの代表者として行為したのか。

答：今年の2月か3月、私たちはハーバービューでこの仕事をしていましたが、その場所はあまりよくなかったので、場所を移動して、この仕事を合法的に行うことになった。その中で2、3人が、他の7、8人を代表し、場所移転や新しい場所の家屋の建設について交渉したりした。

問：何れにせよGがこの種の仕事に就くのを、あなたが勧めたということか。

答：そうではない。

問：Gが助けを求めた、つまり、彼から誰かを紹介してほしいと頼まれたのか。

答：はい。

裁判所による質問：

問：與那覇さんはアメリカ基準で何歳か。

検察官：與那覇さんは1939年\*月\*日生まれである。彼女は18歳である。

裁判所が質問を続ける。

問：K氏、あなたはどのくらいの期間、売淫業に従事しているのか。

答：ハーバービューにいた間の7か月である。けれどもこの仕事のことで新聞に記事が出て、今年の3月から、こちらに引っ越ししてくるまで、私はこの仕事をしていない。

問：あなたが引っ越したのはいつか。

答：9月23日である。

問：あなたの息子は、どれくらいの期間、この仕事に就いているのか。

答：約1年間である。

問：あなたがこのような仕事をするようになったのはなぜか。

答：私はハーバービューでレストランを経営していたが、そこから立ち退くように命令された。そのため生計手段がなくなり、この仕事をするようになった。

裁判所：オータ氏、あなたからの質問は以上か。

検察官：以上である。

裁判所：私からK・Tに少し質問をしたい。

K・Tが証言台に立ち、次のように証言した。

裁判所による質問：

問：K・T氏、あなたはどのようにしてこの仕事をするようになったのか。あなたのような若者には、もっとましな仕事があるのではないか。

答：以前ハーバービューにいたときは、父と一緒にレストランをしていたが、立ち退きを命令され、立ち行かなくなったのでこの仕事を始めた。

問：あなたにとっては、地元の建設会社など、沖縄で他の合法的な仕事を探すより、この種の仕事の方が手っ取り早く見つかったのか。

答：いいえ。

問：他の仕事に就くこともできたのであれば、あなたがこの仕事を選んだ本当の理由は何か。

答：この仕事を辞めるために、安座の運転教習所に通ったが、まだ免許証をもらっていない。

問：それは分かるが、証言を聞く限り、あなたは少なくともこの仕事を1年間続けており、これを辞めようとはしていない。私が知りたいのは、あなたがこの仕事を始めた理由である。

答：私は去年の12月にこの仕事を始め、今年の3月まで続けたが、3月から取締が

厳しくなったのでしばらく休み、9月から再開した。

**裁判所：**柴氏から質問はあるか。

**弁護人：**ない。

**裁判所：**あなたは最終弁論の用意があるか。

**弁護人：**はい。長くはないが弁論したい。

**裁判所：**どうぞ始めなさい。

最終弁論 [弁護人]：

被告人らに対する起訴罪状の事実については、有罪答弁をしており、その内容に立ち入るつもりはないが、裁判所に対し、被告人らが、2名の婦女の意に反する留置だけでなく、[留置目的の] 暴行でも起訴されている点について疑問を提起したい。日本の方法では、何者かを監禁した場合、一般的に暴行はそこに含まれる。人をその意に反して留置しようとするれば、暴行を伴うのが一般的であり、私見によれば、一方の起訴罪状に他方が含まれ、結果的に起訴罪状は1つになる。これはアメリカ法でも日本法でも同じであると考えます。そういうものであり、それが日本の方法である。

現実には起きたのは、女の子 [girl] 2名が、借金があるのに逃げ出そうとしたことである。彼女らを G に紹介したのは K らであり、K らと G は近所に住んでおり、彼女らが逃げ出したことを G が相談したので、彼らは共謀して彼女らを殴った。

被告人らの家庭の事情については、裁判所に提出された供述調書に記載されており、被告人らも同意しているので、ここでは繰り返さない。

G については、情状証人の証言にあった通り、昨年 [原文では「今年」] の12月20日まで、彼は、このような仕事ではなく、別の職業に就いており、不幸にも本件に巻き込まれた。本件が起きたのは、彼がこの仕事を始めてから約20日後であり、そのため彼はその家売り払い、精米業を続けることを約束した。裁判所は、この事情を斟酌し、もし被告人に懲役刑を科すのであれば、それについては執行を猶予してほしい。

**裁判所：**オータ氏は最終弁論を行うか。

**検察官：**被告人らには犯罪歴がない。G について軽微な交通違反が1件あるだけである。

起訴罪状に関する弁護人の主張について述べれば、検察としては、訴追側の訴訟準備 [to prepare Government's case] の観点からは、2つの別個の起訴罪状を用意する必要が認められるが、しかし科刑の点では、これらを一罪とみなすことについて異論はない<sup>11</sup>。

---

11 本件記録中に米国民政府公安部作成の起訴状は含まれていないが、検察官オータ名義の11月18日付の処分結果票 [Disposition Form] には、被告人らが「売淫の行われる場所に婦女を、本人の意に逆らって留置し、かつ、かかる留置の目的をもって肉体的に虐待した」という2つの起訴罪状について裁判を受け、有罪と認定されたと記載されている。

被告人らに罰金刑を科す規定がないというのは事実であり、その点に鑑み、検察は次のとおり求刑したい。懲役2年、但し素行良好を条件としてその内18月につき執行猶予3年とする。

**裁判所：**本件は、被告人3名が売淫業に従事したというものである。証言によれば、被告人K・CとK・Tは、1年以上にわたり、その仕事を続けており、被告人Gは、今年の9月から、この仕事を始めた。彼らが売淫業を営むのは、それぞれの女の子らが売淫の行為をするよりも悪いことである。それは何人にとっても品位を落とす仕事である。しかし、このような仕事に就く者からすれば、人からどう思われるかは気にならないようである。本件の被告人3名は、誇りというものを持ち合わせていない。彼らは、供述調書の中で、借金が支払われるまでは、彼女らを、その意に反して拘束するつもりがあったと憚ることなく述べている。また、証拠から明らかであるが、いったん前借金が組まれてしまうと、女の子らがこれを完済することは非常に難しい。これは被害者與那覇の例を見れば明白である。彼女は、他の場所の借金を返すため、被告人Gから4万円を借りたとされる。そして彼女は、Gのもとで働いた12日間で7,000円を稼ぎ、このうち620円を除く全額をGに支払ったことが証拠上認められた。彼女がGに渡したこの稼ぎの一部は、4万円の借金の返済に充てられるものであることも明らかにされた。しかし、最終的にGは彼女が出て行くことを認めざるをえなかったが、彼女は、依然として4万円の借金があるという内容の借用証に署名することを要求された。彼女は、借金の残高を減らしたことを証明する受領証を何も受け取っていない。

私は、この種の不正が広く行われていると聞いた。極東の人々の間では、これは不問に付されるのかもしれない。しかし当裁判所は、これを是認しない [This Court does not condone it in any way]。これは淫売宿を経営し、女の子をその意に反して拘束する者の恥ずべき行為である。最近、私は、売淫に従事し、こうした借金を支払えない女の子らの話を聞いている。結果的に、彼女らは自殺してしまった。実際に、私たちにもこうした1例が遠くない過去にあった。それは朝刊に書かれていた事件である。5万円の借金があって売淫に従事した女の子が、それを支払い終えることはできないことを知り、自殺した。

仮にこの種の事件が西側世界で提起されたならば（ヨーロッパであれ、アメリカであれ、世界中の何処でも相違はない）、被告人らは、それぞれ非常に長い刑期を言い渡されるだろう。この種の留置等の犯罪行為に対する布令上の刑の長期は10年である。立法者が、ほとんど奴隷制といえるこの種の罪の重さを認識していなければ、布令が長期10年の刑を定めることはなかったであろう。その布令が、当裁判所の本件に適用される。

検察官は、優れた人物であるが、当裁判所の見解からすると物足りない求刑をした。おそらく彼は、地域的な慣行を考慮したのだろう。しかし当裁判所は、被告人らが従事

した活動、また、意に反した女の子らの留置について心を痛める沖縄の善良な人々のことを考えている。私は、私の知る限りのあらゆる裁判所が、この種の事案のように、淫売婦や女の子らに売淫をさせようとする、そうした借金の合法性を支持しないと考える [I do not think any court that I know of would up-hold the legality of a loan made to prostitutes or girls to engage in prostitution as in case of this type.]. 私は、G氏がこの仕事に参入したのは最近であると考えますが、しかし彼は目を見開いてそうしたのである。彼には糸満町の副町長である情状証人がおり、彼は評判もよく信頼できる人物である。他方で私たちは、この仕事の古参であるKとその息子のことを考える必要があり、実際に彼らは、その供述調書の中で、被告人K・Cが売淫業に従事する個人らの代表者であって、また、その責務の1つは、女の子らが借金を支払うまで、淫売宿から立ち去らせないようにすることであると認めている。つまり、彼は、女の子らの意に反して、彼女らを留置した。彼は、本件で、彼の息子Tと共に、この権限を行使した。彼らは、彼らが何をしているかを知っていた。被告人らは、それぞれの行為について有罪である。私は、被告人K・Cの責任がK・Tよりも重く、また、この2名の責任がGよりも重いと考える。彼らは、まず、女の子2名をGに紹介し、次に、女の子らの処遇に関する相談者となり、そして、彼女らの髪を引っ張り、殴るといった行為までした。

もちろん当裁判所は、Gが、逃げだそうとした被害者與那覇に対し、顔を叩くといった粗暴な振る舞いをしたことを認識している。

これらの諸事情を総合的に考慮すると、被告人らの間に刑期の差を設けることは困難である。

被告人らは起立しなさい。

G・Sに対する刑は次のとおりである。起訴罪状1については懲役3年、但し素行良好を条件としてその内18月を執行猶予4年とする。素行良好の条件の1つは、執行猶予の期間開始後、売淫業に再び従事しないことである。

起訴罪状2については懲役3年、但し素行良好を条件としてその内18月を執行猶予4年とし、起訴罪状1に対する刑と同時執行する。

K・Cに対する刑は、起訴罪状1については懲役3年、但し素行良好を条件としてその内18月を執行猶予4年とする。素行良好の条件の1つは、執行猶予の期間中、決して売淫業に従事しないことである。

起訴罪状2については懲役3年、但し素行良好を条件としてその内18月を執行猶予4年とし、起訴罪状1に対する刑と同時執行する。

K・Tに対する刑は、起訴罪状1については懲役3年、但し素行良好を条件としてその内18月を執行猶予4年とする。素行良好の条件の1つは、執行猶予の期間中、売淫業に従事しないことである。

起訴罪状2については懲役3年、但し素行良好を条件としてその内18月を執行猶予4年とし、起訴罪状1に対する刑と同時執行する<sup>12</sup>。

裁判所：閉廷する。

(1957年10月7日午前10時)

### (3) PSD Case No. C-128-56, Docket No.690

本件は布令144号2.4.3.4条(人身売買等罪)の無罪事件である。告発状記載の「犯罪事実」は、「宇根\*\*は1955年12月30頃那八市\*\*区\*-\*号\*\*\*\* [K・K] 61年方に於て\*\*信子へ宮国\*\*が貸した21,400円請求を為し、全信子が借金返済の窮地に陥ったのを幸機に前記K・Kに対し全女を住込み稼働条件の元に彼女を21,400円で売買したものである。」(原文通り)というものであった。予備審理の記録はない。簡易裁判所で裁判が行われており、米国民政府公安部検察官の出席もない。なおK・Kは、その氏名及び年齢から判断し(住所は異なるが)、前号掲載のPSD Case No. C-154-57の被告人2名中の1名と同一人物であるが、本件公判では、彼は管理売春の事実を否認した。

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1956年5月22日 PSD Case No : C-128-56

受理人員番号 : 690

民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状 : 強制労役女性売買 [Sale of Female into Involuntary Servitude] (2.4.3.4条)

被告人 : (氏名) (年齢) (性別) (住所)

宇根\*\* 28 男 那覇市\*\*区

通訳者 : ヒガ 検察官 : [空白] 弁護人 : 長浜清榮 [NAGAHAMA, S.]

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁 : 無罪。

検察側の証拠 :

弁護人から、告発状記載の被告人に対する起訴罪状は、布令144号2.4.3.4条の犯罪

12 G・Sは1958年7月14日、K・CとK・Tは同月26日に仮釈放された。

を構成するものではなく、それゆえ裁判所は本件を棄却すべきであるとの申立てがあった。裁判所がこれを却下した。

那覇署の警察官下地恵治 [SHIMOJI, Keiji] は、1956年5月2日、K・K（60歳）が、暴行及び媒合 [pandering] の疑いで、証人によって、那覇警察署に連行されたと証言した。5月8日、証人がK・Kを取り調べたところ、彼は、1956年1月30日午後5時頃、宮古島出身の宇根\*\*、その内縁の妻宮国\*\*、及び\*\*信子がK・Kの家に來たと述べた。宇根\*\*とその妻は、K・Kに対し、\*\*信子を買って金を稼がないかと持ちかけた。K・Kは、はじめはその提案を拒んだが、被告人とその妻が彼女を引き受けるように頼み込んだので、最終的に同意した。

宇根の内縁の妻である宮国\*\*は、K・Kに対し、彼らが被害者\*\*信子を宮古島から連れてきたことを伝え、また、宮古島の黒人米兵は彼女に興味を示さないが、彼女は沖縄人相手の淫売婦としては相応しいと言った。K・Kが21,400円で彼女を手に入れることになった。話がまとまると、被告人宇根は、\*\*信子と引き換えに、K・Kから現金11,400円を受け取った。（裏面へ）

事実認定：無罪。

刑の宣告：[空白]

*Roy L. Morgan*

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

その日からK・Kは、彼女が売淫をして金を稼ぐことを許した。

この情報に基づき、1956年5月3日、彼 [証人] は、被告人宇根を逮捕した。証人によれば、証人の上記証言は、K・Kから録取した供述調書によって詳細に裏づけられている。（証人下地の証言は、許容できるものではなく、伝聞にすぎないことが留意されねばならない。）

K・Kが、証人下地に対して行った供述調書を読み上げた。彼は、被害者が米黒人相手には駄目だが、沖縄人相手には相応しいという点を除けば、供述調書の大半の内容は真実であると証言した。また彼は、被害者に金を渡し、被害者から被告人宇根に金が渡されたと述べた。彼は、彼女に11,400円を渡し、後日、さらに10,000円を渡した。

反対尋問で証人Kは、被害者が、彼のために、どのような仕事をしたのかと聞かれた。彼は「何も。彼女は出て行った」と返答した。彼は、誰と一緒に彼女が証人宅に來たのかと聞かれた。彼は「1人で」と返答した。証人は、酒の販売店を営んでいると述べた。彼は、被害者が彼から借りた金はいくらかと聞かれた。彼は21,400円と言った。彼女は、彼に11,400円を返済し、それ以上は払わないと彼に言った。被告人宇根とその妻宮国\*\*は、彼の家に2度來た。彼らは、\*\*信子から、証人が彼女に渡した金を受け取



るために彼の家に来た。

信子は、1956年1月に宮古島で被告人とその妻に会ったと証言した。彼女は宮古で借金があり、被告人とその妻と一緒に沖縄に来た。彼女は自分の子を持って首里のバス発着所付近に住む兄弟のところに滞在した。しばらくの間、彼女は被告人宇根とその妻と一緒に住んだ。

信子は、借金を払うために被告人宇根から21,400円を借りたと述べた。その借金は、彼の妻と、彼女が2か月半の間いた病院の両方から借りたものだった。彼女は、K氏に会ったのは、彼がメイドを必要としているかを尋ねるためだったと述べた。彼女は、K氏に対し、自分を雇ってほしいと頼み、また、彼女が被告人とその妻に支払う必要のある21,400円を借りたいと頼んだ。しばらくしてK氏は、彼女に金を貸すと言った。それから彼女は、被告人とその妻をK氏のところに連れて行った。K氏は彼女に11,400円を渡し、彼女はそれを宇根に渡した。彼女は、働いて返すとK氏に言った。さらに彼は、10,000円を彼女に貸し、彼女がそれを宇根に渡した。彼女は、4か月間Kの家でいた。そこで彼女は、彼のために料理や洗濯をしたり、店を手伝ったりした。彼女は、兄弟から金を借りて11,400円を返済したと述べた（K氏は11,400円が返済されたことを認めた）。彼女は、まだ彼に10,000円を借りてしていると述べた。彼女は、彼のところに4か月間いた。K氏は、彼女の働きに対して毎月1,000円を支払った。彼女は、全額の返済が済むまでは家から出て行かないとK氏と約束したが、彼女がその約束を破ったと述べた。

K氏は、被害者を買うという認識はまったくなかったし、また、宇根と一緒に彼女の力を奪うという認識もなかったと述べた。本件がこうなったのは、被害者信子が宇根に返済義務のあった借金を、彼[K氏]が支払ったからである。

このK・Kの証言は、那覇署の地下刑事に対する供述調書の内容と矛盾する。

検察側は他に証人を申請しなかった。

以上の証言に基づき、被告人は無罪とされた。

#### (4) PSD Case No. C-266-56, Docket No.1796

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1956年11月27日 PSD Case No : C-266-56

受理人員番号 : 1796

民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状：出入管理令違反 [Immigration violation] 民政府布令 125 号 29 条

被告人：（氏名） （年齢） （性別） （住所）

\*\*\*\* 20 女 浦添村城間区\*\*

通訳者：ヒガ 検察官：[空白] 弁護人：なし。希望せず。

（被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。）

答弁：有罪。

検察側の証拠：

出入管理部の捜査官である玉那覇秀次 [TAMANAH, Hideji] が次のとおり証言した。被告人\*\*は日本の奄美大島の市民 [citizen] である。彼女は、1956年11月15日、泉町のミエ・レストランで、法令上必要な外人登録証明書の更新をしなかったという理由により逮捕された。彼女は、日本の奄美大島から入域したとして以前に登録した。彼女の在留許可証明書は1956年4月30日に失効し、彼女は沖縄に違法に在留した。彼女は、在留許可証明書の失効後、出入管理事務所から、1956年8月25日までに沖縄から出ることを要求されていると告げられた。彼女は、その期日までに出境しなければ、沖縄に不法在留したとして起訴されると告げられた。しかし彼女は出入管理事務所の命令を意に介さなかった。証人は、被告人が淫売婦の仕事をしてきたと述べた。彼女は、1956年8月23日、SATO [サトまたはサトウ] \*\*なる人物によって、謝苺のレストラン・サカエに2万5千円で売られた。Sato 他に関する事件は現在保留中である [Case is pending now against Sato et al.]。

弁護側の証拠：

被告人は彼女の権利について助言された。彼女は、妊娠しているので裁判所に寛大な処分を請いたいと述べた。

犯罪歴なし。

事実認定：起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告：被告人は拘禁2月の刑に処される。刑の執行後、被告人は日本の奄美大島に強制送還される<sup>13</sup>。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

---

13 処分結果票によれば、被告人は、1957年1月18日、白雲丸で琉球列島から日本に強制送還された。なお、Sato らに関する事件が立件されたかは不明であるが、少なくとも米国民政府裁判所では該当する記録がない。

## (5) PSD Case No. C-33-57, Docket No.333

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - コザ 司法地区

### 裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1957年2月18日 PSD Case No. : C-33-57

受理人員番号 : 333

民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状 : 違法所持 [Wrongful possession] 2.2.6条、米国財産盗品取引 [Dealing in stolen U.S. Govt. property] 2.2.7条、通貨交換 [Exchange of currency] 2.3.1.2条<sup>14</sup>、軍文書 [Military documents] 2.2.43条

被告人 : (氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\* [T・K] 51 女 コザ市照屋区\*班

通訳者 : フジタ [Fujita] 検察官 : [空白] 弁護人 : 知念朝功 [CHINEN, Choko]

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁 : 米軍票の違法所持については有罪。身分証明書及び米国財産の違法所持については無罪。

検察側の証拠 :

第3海兵師団犯罪捜査局のE・A・アイルランド [E. A. Ireland, CID, Third Marine Division] が次のとおり証言した。1957年2月16日、コザのフジ・バーで米国政府に属する物品の捜索が行われた。コザ簡易裁判所発付の1957年2月13日付捜索令状により捜索が着手され、米国政府に属する以下の物品が発見された。

空軍の毛布2枚	12ドル
空軍支給のレインコート3着	48ドル
空軍支給の青い上着1着	24ドル
レインスーツ1揃い	20ドル

さらに被告人が所有し、経営するバーの中で米軍票95セントと米軍デヴィス・マッキンレイ [Davis McKinley, Pvt. 1A U.S.] に属する身分証明書 (シリアル・ナンバー

---

14 原文では Exchange of currency の上に棒線が引かれ、その下の余白に Illegal Poss of Currency (通貨違法所持) と書き込まれている。しかし記録を読む限りでは被告人が所持していたのは95セントの米軍票 (Military Payment Certificate) であり、有罪答弁の対象もこの2.3.1.6条の罪であると思われる。

2935577) 1 枚が発見された。

被告人を尋問し、以下の事実が判明した。彼女は、捜索に先立ち、某空軍兵からドリンク 3 杯分の代金として米軍票 95 セントを受け取った。身分証明書については、氏名不詳の兵士が、彼女のもとに置いて行ったが、その理由は分からない。衣類は、彼女から金銭を借りた兵士らから受け取った。つまり、それらは質入れされた。しかし誰もそれらを取り戻しに来なかったので、彼女は、当該物品の所有権が彼女にあると主張した。（裏面へ）

事実認定：起訴罪状の全部について有罪。

刑の宣告：被告人は刑務所で拘禁 3 月。但し素行良好を条件として執行猶予 2 年。罰金 1 万円（納付された）。

*Roy L. Morgan*

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

彼女は、以下の淫売婦が彼女のもとで働いていると述べた。

- (1) \* \* \* \*
- (2) \* \* \* \*
- (3) \* \* \* \*

彼女は、3 名の女の子らが、1 回 200 円のショートタイムで客を取っていたと述べた。その見返りとして、彼女は、部屋代の 40 円に加えて 1 回あたり 40 円を受け取った。彼女は、この近くのバーはすべてこの方法で営業していると述べた。彼らは、女の子らを女給たち [waitresses] と呼ぶが、実際は、彼女らは淫売婦である<sup>15</sup>。

身分証明書と米軍票が証拠物として裁判所に提出された。同様に衣類と毛布が提出された。これらの同一性が証人によって確認された。政府の衣類には米国政府の印しがあった。被告人は、これらを過去 2、3 年の間に入手したと述べた。毛布と身分証明書は被告人の寝室で発見された。他の物品は彼女の収納部屋で発見された。

---

15 CID で作成された 1957 年 2 月 16 日付の被告人の供述調書には、「私は 3 名の淫売婦を雇っている。名前は \* \* ミツコ、22 歳、\* \* トミコ、20 歳、\* \* チヨコ、22 歳である。\* \* ミツコは女給として約 1 年間働いているが、ショートタイムで客をとり、200 円を受け取っている。私は部屋代として彼女から 40 円を受け取る。\* \* トミコは私のバーの女給として 1956 年 11 月 22 日か 23 日から働いている。彼女もショートタイムで客をとり、だいたい 200 円を受け取り、私に部屋代として 40 円を払う。\* \* チヨコは私のバーで女給として 1957 年 [原文通り] 9 月 11 日から働き、同様にショートタイムで客をとり、200 円を受け取る。私は彼女からも部屋代として 40 円を受け取る。私は、どのバーにも軍要員相手の淫売婦がいることを知っている。しかし彼女らは淫売婦ではなく女給と呼ばれている。」とある。

弁護側の証拠：

被告人は彼女の権利について助言された。T・Kは、毛布とレインコートを3年前に入手したと証言した。ジャケットは誰かの忘れ物である。彼女は、これらの物品を要求する意図はなかった。

犯罪歴はない。

被告人は、淫売宿の営業については、起訴されなかった。アイルランド証人は、彼女が自発的に彼女の仕事について述べており、その正直さと誠実さに驚いていると述べた。

米空軍の2935577番（デイヴィス・マッキンレイ・Jr, AUS）の身分証明書の現物は、琉球列島米国防軍本部 [Hqs. USARYIS] に返還された。

**(6) PSD Case No. C-209-57, Docket No. 1899**

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957年8月22日 PSD Case No : C-209-57

受理人員番号 : 1899

民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状 : 出入管理令違反 [Immigration violation] 民政府布令 125号 22条

被告人 : (氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\* 25 女 那覇市松尾

通訳者 : ヒガ [Higa] 検察官 : [空白] 弁護人 : なし。希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁 : 起訴罪状のとおり有罪。

検察側の証拠：

那覇警察本部那覇公安課の高良景一 [原文では TAKARA, Kaichi] が次のとおり証言した。被告人は日本国民であり、その本籍は日本の奄美大島である。1957年8月19日午後11時30分頃、ハーバービュー地区を警邏中、彼は、道端にいる被告人を見た。証人に近づいてきた彼女は、一緒に遊んで性交しないかと聞いてきた。彼女は淫売婦である。

証人は、被告人の話し声から、奄美大島の出身であると確信した。とうとう彼女は日本国民であることを認めた。被告人は、法令上携帯の必要な在留許可証明書を所持して

いなかった。それゆえ彼女は逮捕された。（裏へ）

事実認定：起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告：被告人は、日本の奄美大島に可能な限り早期に強制送還されることを命令される。被告人は、強制送還のため、30日を超えない間、留置場に拘禁される。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

那覇警察本部のフルゲン・カズオ [FURUGEN, Kazuo] が次のとおり証言した。彼女を取り調べたのは私であり、彼女は、1952年に日本から沖縄に来たと述べた。彼女は、アイス・キャンデー売りとして数か月間働いた。彼女は、1953年から売淫に従事してきたと認めた。彼女はハーバービュー地区に住んでいるが、まともな仕事は何もしていない。彼女は、性交の相手方として高良証人を勧誘したことを認めた。

出入管理部の記録によれば、被告人は日本の奄美大島の出身であり、外国人登録令 [Alien Registration Act] に基づき登録されている。

弁護人の証拠：

被告人は、彼女の権利について助言され、黙秘を選択した。

前歴：

1. 1955年8月11日 売淫 コザ治安裁判所 罰金400円
2. 1955年6月13日 売淫の疑いで逮捕されたが、訴えが取り下げられた。

被告人の過去の記録、職業、及び沖縄経済への貢献がなかった点を考慮し、彼女は日本の奄美大島への強制送還を命令される。

## (7) PSD Case No. C-308-57, Docket No.2445

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~裁判所 - コザ 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1957年12月4、6日 PSD Case No: C-308-57  
受理人員番号: 2445

民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状: 出入管理令違反 [Immigration violation] 民政府布令125号22条

被告人: (氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\* 21 女 不明 [Unknown]

通訳者: ウエハラ [UYEHARA] 検察官: [空白] 弁護人: なし。希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁：起訴罪状のとおり有罪。

検察側の証拠：

コザ警察署の吉平博彦 [原文では YOSHIHIRA, Hirokiko] が次のとおり証言した。1957年11月26日、キャバレー経営者の\*\*\*\* [U・K、男] が詐欺罪の捜査をしてほしいと要求した。この捜査のため、証人は、同月28日、被告人\*\*が居住する普天間の\*\*\*\* [T・K、男] の家に行った。

被告人が日本の奄美大島の出身であり、日本国民であることをそこで知った。彼女は1952年10月24日に来沖し、その後、出入管理局で登録した。彼女は、出入管理局に対し、コザ市八重島区1班の住所を届け出たが、それはキャバレー・ウィングの住所であった。彼女は1956年3月までそこで働いた。それから彼女は普天間に移った。彼女は出入管理事務所に法令上必要な住所変更の届出をしなかった。(裏面へ)

事実認定：公訴棄却。

刑の宣告：[空白]

Roy Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

1956年5月、被告人\*\*は嘉手納に移り、同様に法令上必要な、この住所変更の届出をしなかった。同年10月、被告人\*\*は普天間に戻ったが、同様に法令上必要な、この住所変更の届出をしなかった。1957年2月、彼女はコザ市に移り、この住所変更を届け出た。彼女はキャバレー・ウィングで4か月間働いた。

1957年8月23日、彼女はコザのキャバレー・サルーン BCに移った。彼女はそこで2か月間働き、同年10月26日、許可なく、このキャバレーから逃げ出した。彼女は、彼女の登録証明書を置いたまま、キャバレー・サルーン BC から出て行った。彼女は U・K に借金があったので逃げ出した。彼女は、借金を支払うまではそこに居続けると約束していたのに、U・K の許可を得ないで、彼のキャバレーを出たので、U・K の告発により逮捕された。

被告人\*\*は、裁判所に対し、コザのキャバレー・サルーン BC の経営者である U・K から、彼のもとで女給かつ淫売婦として働くため、その期間中に8万円を受け取ったと述べた。彼女は、これを返済することは不可能であることを知っており、そのため逃げ出した。彼女は、まったく奴隷のようであったと述べた。

吉平証人は、琉球政府の検察官が被告人の起訴を拒んだと述べた<sup>16</sup>。

**(8) PSD Case No. C-315-57, Docket No.2499**

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957年12月17日 PSD Case No : C-315-57

受理人員番号 : 2499

民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状 : 出入管理令違反 [Immigration violation] 民政府布令 125 号 22 条

被告人 : (氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\* 52 男 那覇市松尾区

通訳者 : ヒガ 検察官 : [空白] 弁護人 : なし。希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁 : 有罪。

検察側の証拠 :

那覇警察署の久手堅和夫巡查部長が次のとおり証言した。被告人は、日本の奄美大島に住所を有する日本国民である。1957年12月11日、被告人は詐欺容疑で逮捕された。証人は、外人登録令上の登録について彼に質問した。被告人は、在留許可証明書を取得したと述べたので、それを見せるように求めたが、被告人はそれを呈示できなかった。出入管理事務所で調査したところ、被告人は1958年4月30日失効の許可証明書07938番として登録していた。さらに取り調べたところ、被告人は、1957年4月に在留許可証明書を紛失したが、法令に違反してそれを報告せず、出入管理事務所で新しいものを取得しようとしなかったと述べた。彼は、新しい許可証明書を取得する必要があることを知っていたと認めた。被告人は1951年11月に来沖し、1954年に登録証明書を取得した。それ以降、被告人は沖縄で暮らしてきた。(裏面へ)

事実認定 : 起訴罪状のとおり有罪。

---

16 本件被告人は、前借金の詐欺罪では起訴されなかったという趣旨であると思われるが、さらに米軍要員を相手方として売春をした事実があったのに（琉球民裁判所にも）起訴されなかったということでもあるのかもしれない。なおキャバレー経営者U・Kが、淫売宿営業罪や不同意売淫留置罪で、米国民政府裁判所に起訴されたことは記録上確認できない。



刑の宣告：被告人は罰金 500 円に処される。罰金を納付できないとき、1 日を 120 円として換算し、労役に服する。被告人は日本の奄美大島に強制送還を命令される。強制送還は、彼の詐欺罪に関する琉球政府裁判所の裁判後に行われる。彼が有罪となり、刑が言い渡されたときは、強制送還はその刑の執行後に行われる。琉球政府裁判所で彼が無罪となったときは、彼は強制送還の準備のため 1 か月間留置される。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

弁護側の証拠：

被告人は、法令上新しい登録証明書を取得する必要があることを知っていたと証言した。彼は、与儀の警察官に、それを紛失したと言ったと述べた。彼は沖縄在留を希望すると述べた。

犯罪歴：

- (1) 1952 年 4 月 19 日 那覇治安裁判所 詐欺 10 月
- (2) 1953 年 3 月 28 日 国頭巡回裁判所 違法入域、詐欺、女げん [Pimp] 8 月
- (3) 1955 年 3 月 15 日 那覇治安裁判所 窃盗及び詐欺 6 月

被告人は、数か月の間、ペンキ屋のペンキ塗りとして働いていた。

被告人は、ホテル経営者に女 1 名が 1 万円で売られた事件に関与している。売られた女には精神の障害が認められた事案である。

被告人の評判は良くない。那覇警察は、芳しくない [unsavory] 人物であるとして被告人の日本への強制送還を求めた。彼の家族は日本の奄美大島にいる。

裁判所は、起訴罪状がさほど重大ではないことを認めた。しかし、被告人が芳しくない人物であること、及びその犯罪歴に鑑み、裁判所は、那覇警察の求刑を受け入れ、被告人の強制送還を命令した。

## (9) PSD Case No. C-66-58, Docket No. 0356

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1958 年 4 月 3 日 PSD Case No : C-66-58

受理人員番号 : 0356

米国民政府簡易裁判所裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状 : 出入管理に関する罪 [Immigration Violation] 2.2.27.3 条

被告人：（氏名）（年齢）（性別）（住所）

\* \* ヒサ 22 女 コザ市胡屋区 \* 班

通訳者：ヒガ 検察官：[空白] 弁護人：なし、希望せず。

（被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。）

答弁：起訴罪状の通り有罪。

検察側の証拠：

出入管理官の玉那覇秀次が次のとおり証言した。1957年5月27日、コザの米国民政府裁判所で被告人は出入管理令違反の疑いで裁判を受けた。被告人は日本の奄美大島在住の日本国民であり、有罪判決を受け、大島への強制送還を命令された。彼女は、1957年8月26日、強制送還された。そのときに彼女が用いていた名前が \* \* ヒサである。

1958年3月19日午後8時30分頃、被告人はコザの胡屋区 \* 班で逮捕された。彼女は、強制送還後に、どのようにして沖縄に戻ってくることができたかを質問された。彼女は、1957年10月26日、 \* \* ツネコという偽名を使った日本のパスポートをもって舟で沖縄に戻ってきたと述べた。こうして彼女は、他人名義で発行されたパスポートで（裏へ）  
事実認定：被告人は起訴罪状の通り有罪。

刑の宣告：被告人は拘禁9月に処され、素行良好を条件として内5月を執行猶予2年とする。罰金2,000円。1957年5月27日にコザ簡易裁判所で言い渡された1月の刑の執行猶予は取り消される。被告人は上記の刑期と併せて逐次的に刑に服する。被告人は、刑期満了後、日本の奄美大島に強制送還される。

*Roy L. Morgan*

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

違法に沖縄に入域した。彼女は、犯罪歴があり、強制送還されたので、 \* \* ヒサの名前では沖縄に再入域できないことを知っていた。 \* \* ツネコは被告人の姉の名前である。被告人は姉の家族登録を用いた。被告人がもっていたパスポートは彼女のものではない。それは違法なものであり、彼女の姉の名義で発行されている。

沖縄に到着した被告人は、那覇市のキンジョウ・ジロウという名前の男に5,000円を渡し、 \* \* ツネコという偽名で夫婦として登録した。彼女は姉の家族登録を使っており、したがってそれは合法的な婚姻ではない。被告人は淫売婦であり、コザでそうした仕事をしている。彼女が働いているのはバー・ポルカである。

キンジョウ・ジロウは所在不明である。被告人は彼の所在を知らない。被告人は、路上で見つけた彼に5,000円を渡して偽装結婚したその日以降、彼を見ていないという。

彼の年齢は52歳である。

彼女は、沖縄の戸籍 [a domicile in Okinawa] を得るために、この偽装結婚をした。最初の取調べでは、彼女は嘘を付いていたが、根気強く捜査した結果、証人は、真実をつかんだ。被告人は、ごまかしを貫こうとしていた。

弁護側の証拠：

被告人は、来沖時に彼女の姉の名前を使ったと証言した。被告人は、売淫罪と性病罪の犯罪歴があることを認めた。

彼女は沖縄に在留したいと述べた。彼女は、沖縄の方が暮らしやすいので沖縄の方が良いと述べた。

犯罪歴：1957年5月27日 売淫 コザ簡易裁判所 拘禁4月、素行良好を条件として内1月執行猶予1年。罰金2,000円。刑期満了後に奄美大島強制送還<sup>17</sup>。

### (10) SES Case No. C-150-58, Docket No. 0822-0823

琉球列島米国民政府

(簡易) = 下級(上級) = 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1958年7月31日 Case No. C-150-58

受理人員番号 0822,0823

民政府簡易裁判所裁判官 シリル・E・モリソン

起訴罪状：入域許可の虚偽申請 [Giving false information to obtain an entry permit] (2.2.27.3条)

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

\*\*\* [M・S] 23 女 美里村美里\*番地

\*\*\* [T・M] 21 女 美里村美里\*番地 [同上]

通訳者：ウエハラ 検察官：[空白] 弁護人：宮城隆 (指定)

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁、または黙秘の意味と効果を告げられ、理解している。)

答弁：無罪 (弁護人は、女の子らが脅迫されていた可能性があるとして述べた)。

---

17 PSD Case No. C-108-57の記録によれば、\* \* \*ヒサ (Docket No.1200) は、1957年5月15日、コザ市センター区のKyobashi ホテルで米兵を相手に売春をしたところを警察に踏み込まれ、現場から逃走したが、翌日に逮捕され、同月20日 (本文記載の犯罪歴では「5月27日」、売淫罪 (2.4.2.1条) 及び性病罪 (2.5.2条) で有罪判決を受け、本文にあるとおりの併科刑に処された。

検察側の証拠：

出入管理部の捜査官である玉那覇秀次：

被告人兩名は、1958年7月11日午前零時25分頃、美里村のムサシ・レストランで逮捕された。

T・Mについていえば、彼女の本籍は日本の和歌山市であり、1937年に出生した。彼女は1957年から鹿児島市ヤスイ町に住んでいたが、翌58年5月中旬頃、同町在住のフミコという奄美大島人が、被告人に対し、沖縄で働きたい人を探している沖縄人がいて、お金を前借りさせてくれるはずなので、沖縄に行く気はないか、という話をした。その2、3日後、（裏に続く）

事実認定：兩名との起訴罪状について有罪。

刑の宣告：兩名とも懲役なしの拘禁1年、起算日1958年7月11日。但し最初に利用可能な交通手段で日本に強制送還され、これを条件として未執行分の刑期は執行猶予2年とする<sup>18</sup>。文書類と写真は出入管理部で領置される。

*Cyril E. Morrison*

裁判官 シリル・E・モリソン

[裏面以下]

ムサシ・レストランの店主である\*\*\*\* [A] と被告人の面談が設定され、Aは、被告人に、もし沖縄に行きたいのであれば戸籍謄本をとる必要があり、40,000万円から50,000万円を貸してもよい、と伝えた。しかし被告人は、結婚しており、子どもが1人いて、まだ離婚していないので、戸籍謄本を手に入れることはできないと述べ、沖縄行きを断った。Aは、被告人を幾つかのレストランやキャバレーに連れて行った。彼は、彼女を鹿児島島のティーハウス地区 [teahouse district] に3、4回連れて行き、そして彼らは一緒に寝た。このときAは、被告人に、もし沖縄に行って1年ほど居るつもりがあるなら、彼女の店を出させてやると言った。また、2か月ほど沖縄に居たら、沖縄人に10,000円を払って偽装結婚の届出をして沖縄人になることができるとも言った。これを聞いて彼女は、沖縄でやっていけるかもしれないと考えた。1958年5月23日頃、被告人はフミコとAに会い、彼らからタナカ・キヨコの戸籍を、同人の同意をえて、3,000円で買ったと聞かされた。被告人は、そんなに簡単に戸籍を売ってしまうのだろうかとか疑問を抱き、最初は彼らに質問をしたが、最終的にタナカが戸籍を売ったのだと納得した。彼女はAに約30,000円を借りていたので、断ることができなかつ

---

18 処分結果票によればT・MとM・Sの本籍 [registered domicile] は、ともに和歌山市であり、それぞれ1958年8月27日に那覇丸で、また同月29日に沖縄丸で琉球列島から出域した。

た。1958年6月上旬、Aは、彼女に戸籍その他の書類を渡し、そして鹿児島県庁に行って沖縄への渡航許可の申請をしてくるようにと伝えた。彼女は、もし沖縄に行く理由を聞かれたら、沖縄に父親の知人がいて、お金持ちなので、2か月間の来訪を勧められた、と答えるようにと言われた。彼女は、もし本当のことを言えば許可が下りないことは理解していたので、これに同意した。彼女は鹿児島県庁で申請書類を受け取り、それをフミコの家を持っていった。そこでフルゲン\*\*が申請書類を整えた。そこには来訪目的は、彼女の父親の友人に会うためであり、具志川村田場区に滞在すると書かれていた。その裏付け資料を添付する必要があったので、Aとその妻が裏付け資料を作成し、彼らは被告人の父親を知己であり、被告人は沖縄に来てAとその妻を訪ねることになっていると書いた。被告人Tは書類に署名し、鹿児島県庁に提出した。この申請に基づき、1958年6月25日付けの身分証明書が被告人に発行された。1958年7月1日、Tは、虚偽情報の記載されたこの身分証明書を持って沖縄に来た。取調べを受けたTは、沖縄に知っている人は誰もいない、彼女の父親は戦争中にフィリピンで死んだ、沖縄に友達はいない、と述べた。これが彼女の身分証明書である。(タナカ・キヨコの名前で作成された1958年6月25日付けの身分証明書57102番。生年月日1934年11月4日。目的は、私の父親の知人である沖縄在住者に会うため。)

ここに被告人の写真がある。これを和歌山県警察に送り、彼女の夫に見せたところ、彼は、写真の人物が彼の妻であることを認めた。その夫から、彼女が義理の女きょうだいと一緒に写っている写真1枚を証拠として送ってもらった(その写真も提出された)。

ここに彼女の戸籍謄本がある。彼女は1937年\*\*月\*\*日に生まれ、1955年に\*\*\*と婚姻した。

反対尋問はなかった。

裁判所 [の質問に対する答え] : 私が被告人Tを取り調べた。私の考えでは、彼女は直接的に脅迫されたとはいえない。なぜなら彼女は、Aと寝た後で、ここに来る決心をしたからである。彼女は、彼が店を出してくれて、偽装結婚することもできると彼から聞いていた。それに彼女は30,000円の借金もあったし、もし彼女がその気になれば、容易に逃げ出せた。彼女は自由意思でAに会うためフミコの家に行ったし、県庁に出す書類をとることに同意した<sup>19</sup>。

被告人M・Sについていえば、1958年5月中旬頃、フミコに会った被告人は、彼女から、彼女が間もなく沖縄に行き、レストランで働くが、沖縄では彼女らのそうした仕事に何

---

19 1958年7月11日の予備審理の記録における玉那覇証言によれば、\*\*ヒデコが、日本在住の彼女の夫から受け取った手紙には、「Aなる者が、この2名の被告人を買って、彼女らを沖縄に送った」とする旨が記されていた。

の制限もない、と聞かされた。また、フミコは、沖縄から来た人が、沖縄で働く人を探しているが、Mは興味がないか、と被告人に尋ねた。Mは、フミコの家でAに会った。Aは、鹿児島のおキノムラ赤線地区 [Okinomura red light district] から数名の女を連れて来たが、彼女らはしっかり稼いでバーを経営していると言った。パートナーになるのは沖縄人の男であり、利益は50対50である。彼は、Mに、当面の必要な資金を貸すので、戸籍を用意してほしいと言った。このとき、被告人の内縁の夫である\*\*\*\*は腸結核を患っており、働いていなかった。そのため彼女らは経済的に苦しかった。彼女が夫に相談すると、夫はAに会いたいと言った。夫は、自分は病気なので、もし彼女が沖縄に行きたいのであれば、50,000円ほど前借りする必要があるだろうと言った。翌日、被告人Mは、フミコの家でAに会った。彼女が50,000円の前借りを彼に依頼したところ、彼は、これは仕事なので、ただでお金を貸すことはできないが、もし彼女が戸籍と身分証明書を取り寄せるのであれば、前貸しすると言った。そのときまで彼は、彼女に毎日の経費だけを与えていた。彼女は3,000円を借り、さらにフミコのところに行って1,000円から3,000円を借りた。被告人Mは、沖縄で稼ぐことができるなら、行ってみようと思ひ、大阪の本籍地から戸籍を取り寄せた。6月1日、彼女は旅行申請のため県庁に行くように言われたが、女給 [waitress] として働く予定であるとは言わずに、戦前に彼女の父親がAに親切にしたので、その恩返しのため、Aが彼女の沖縄訪問を承知した、という話をするようになった。

取り揃えられた申請書類はフミコの家を持ち込まれ、フルゲンによって整えられた。書類を県庁に持って行ったのは被告人Tであった。1958年6月25日付けの日本の身分証明書57103番が被告人Mに発行された。1958年7月8日、沖縄に到着したMは、すぐにレストランで働き始めた。彼女は、脅迫されたので、ここに来たのではなかった。彼女は、夫の治療費を稼ぎたかったのである。ここに身分証明書がある。（訪問目的でM・Sに発行された57103番。添付されている申請書の目的記載欄には「私の父親の知人である沖縄在住者に会うため」とある。この証明書は1958年6月25日の発行である。）

反対尋問はなかった。

弁護側の証拠：

被告人らは供述することを選択した。

T・M：

私は、Aに会うまで、沖縄の事情は知らなかった。私は、誰でも自由に沖縄に来られるとは思っていなかった。私は申請が必要であることも知らなかった。最初にAに会ったとき、彼は、沖縄に密航することはできるが、彼としてはパスポートをとって、彼女を合法的に沖縄に行かせたいと言った。だから私はパスポートをもって合法的に沖縄に行くことができると思った。私は、合法的に行けると思ったので、沖縄に行くことに同

意した。私が行く決心をしたのは、Aに会ってから3か月も経っていなかった。私はAから30,000円を借りた。私は、Aは親切で思慮深く、ギャングの一味のリーダーであるとは思ってもいかなかった。最初にAが偽造戸籍を持ってきたとき、私はお金を借りた。もし私が断れば、暴力を振るわれるだろうと思った。彼は、私の戸籍を手に入れるために、利息付きで金を貸すと言った。私は、結婚しているので無理だと言って、最初は断ったが、しかし彼は、その点は彼がなんとかすると言った。私としても、それは良くないことであると分かっていたので、もし可能なら、合法的にそうしかかった。私の父親の知人に会うという話は、県庁に行こうとしていたときに、そういうことになった。私は、結婚後3年で意見の違いから夫と別居した。私の母と叔父は私について来た。彼らは、私に家族を支えてほしいと思っていたので結婚に反対だった。私の夫は、別居に反対だったが、私は母に説得され、そうすることにした。私は沖縄には居たくない。私の夫のいる家に帰りたい。私はお金を持っていない。私には3歳の子がいる。

反対尋問（玉那覇による）：

私は、あなた（玉那覇）が持っている供述調書の全部に署名した。Aは、私に、私の父親の友人に会いに行くと言えばよいと言った。フルゲンが書類を整え、それをどうすればよいかを相談した。\*\*ヒデコが、私の沖縄の保証人であった。私は、沖縄に着いた日の夜から、ムサシ料亭で、沖縄人の客をとった。私が鹿児島で会ったのは次の人たちである。シンジョウ\*\*、ヨヘナ\*\*、シンジョウ\*\*、ケンポー、A、\*\*という名の2名、1人は背が高く、1人は低い。低い方はアグニ\*\*である。ポブと呼ばれていたヨシダ\*\*、チュチュと呼ばれていたヨヘナ\*\*。私は、彼らが沖縄に違法な商品を持ち込むこと、しかし魚の下に隠すのは匂いがするので高くは売れないといったことを相談しているのを聞いた。また、安全に到着したという内容の\*\*から\*\*への電報のことを彼らが話しているのを聞いた。Aは、自分は船乗りであると私に言った。

裁判所〔の質問に対する答え〕：私の給料に関する相談はなかった。私が客から受け取ったお金は、マダム\*\*ヒデコが預かった。彼女は、今、コザにあるムサシ・レストランにいる。私は日本で女給として働いた。それは売淫を含んでいる。私はこれを1年ほどしてきた。私は虚偽の情報でパスポートを申請した。Aは、[私の]密航について知っているから、もし私が沖縄に行かないなら、この情報を警察に知らせる、そうしなければお前は捕まるだろうと言った。私がここに来た大きな理由は、ここでお金が稼げると聞いたからである。

M・S：

日本では売淫は、法律で禁止されているから、認められていない。Aは、淫売婦は沖縄で働くことができると言った。私は稼ぐために沖縄に来た。私は、売淫に従事するのは悪いことであると思っている。私はこれをしたのは、夫が病気で、私たちにはお金が



必要だったから、理由はそれだけである。同じような境遇にある女全員が、売淫をしているかどうかは、私は知らない。私がパスポートを申請したとき、私はAが言ったとおりにした。私がそれをしたのは、彼からお金を借りていて、それを返せなかったからである。私は日本に帰りたい。私はお金を持っていない。

反対尋問（玉那覇による）：

私の供述調書が作られたとき、抑圧はなかった。それは任意に作成された。6月上旬、私は、Aたちが、台風のために船が壊れたとか、品物の値段が下がっているといったことを話しているのを聞いた。私は実際にフミコの家でチューイングガムやコーヒー、石けんなどを見た。彼女からこれらを少しもらった。私は鹿児島でA、フルゲン、シンジョウ、\*\*、ポポ（\*\*\*\*）、\*\*、それからケンポー（\*\*\*\*）に会った。私が沖縄に居たのは、たった3日間であるが、客はとっていた。\*\*ヒデコが、私に、客をとりなさいと言った。私は、客からお金を受け取り、それをマダムの\*\*ヒデコに渡した。

裁判所〔の質問に対する答え〕：沖縄に来る前、私は日本で2年半ほど売淫をしていた。私は、ここでお金を稼ぎたかったので、パスポートをとるため虚偽の情報を伝えた。

再主尋問：Aは、1年間で50万円を稼げると言った。私は、出入管理の職員が名前を上げた人たちが、悪い人たちかどうかは分からない。私から彼らに話しかけたことはなかった。日本に帰ったら、もうこのような仕事はしない。私は夫のところに戻りたい。

裁判所〔の質問に対する答え〕：私の夫は病気である。彼は働かない。

弁護側証人は以上であった。

最終弁論：

彼女らは、社会的に貧困な状況にあったため、沖縄に来た。この貧困につけ込んだのが、Aのような悪人らであり、したがって、被告人らに甘言を弄したこれらの者たちに激しい怒りが向けられるべきであって、彼女らには同情を向けるべきである。彼女らが日本に戻れば、もう淫売婦としては働けない。彼女らはできるだけ早く日本に戻りたいと思っている。私は彼女らには寛大であってほしい。強制送還の命令だけを出しほしい。彼女らは虚偽申請をしたが、それはAに仕向けられたからである。これが大きな要因であるから、虚偽申請の責任は彼にある。

未決拘禁日数：両者とも1958年7月11日から。

犯罪歴：沖縄ではなし。

裁判所の所見：当裁判所は、被告人らが強制されて沖縄に来たという印象を受けなかった。当裁判所は、Aが鹿児島から逃げ出したという知らせを受けた。



